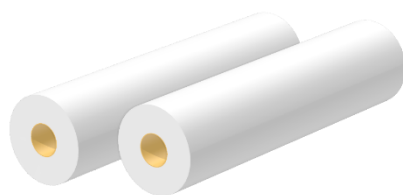


紙パルプ業界

# EPA原産資格調査に関する 運用マニュアル



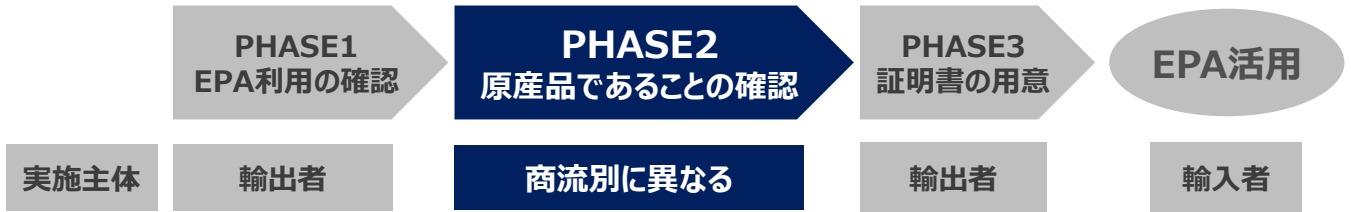
生産者

# 本マニュアルについて (1/2)

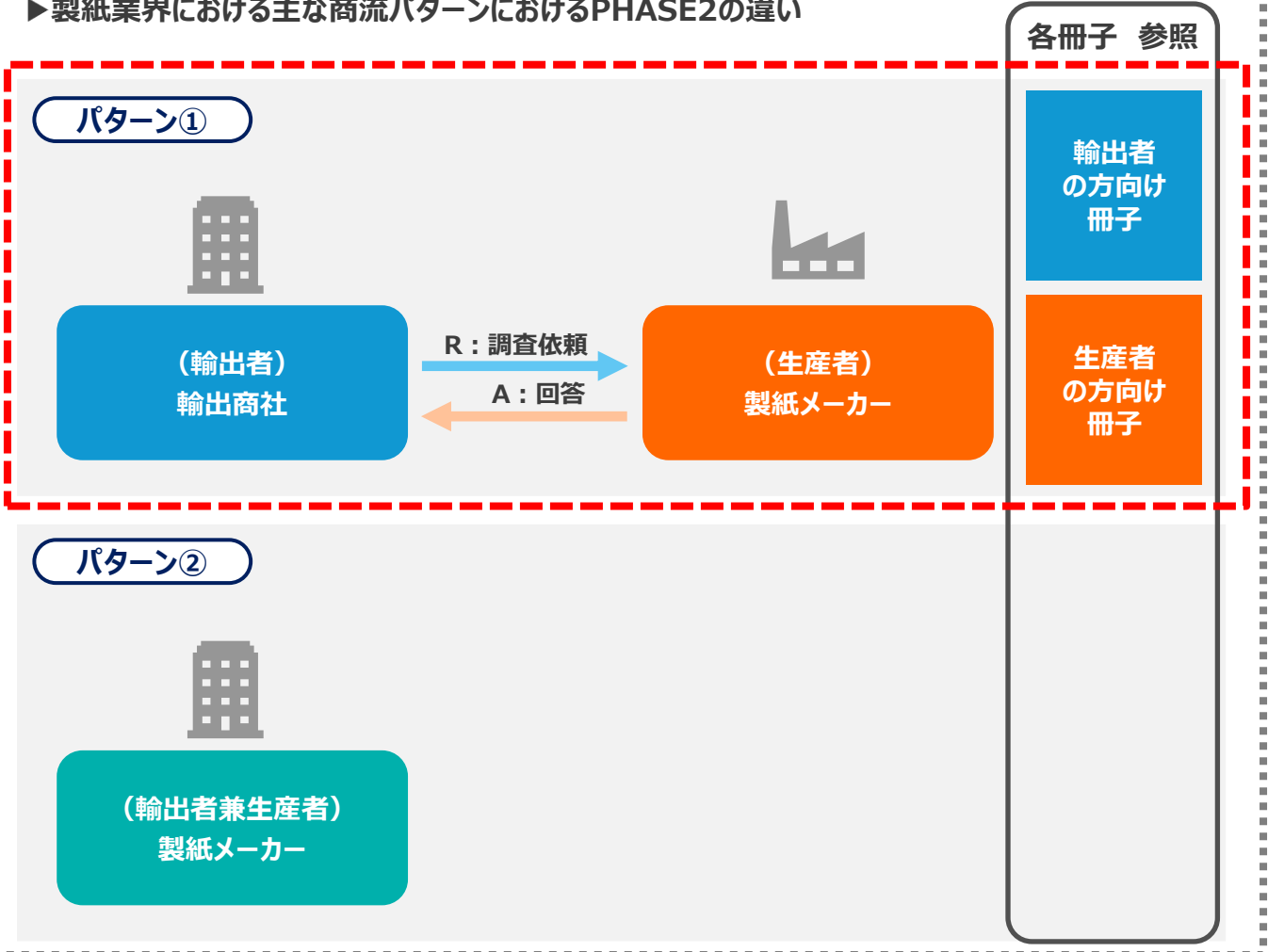
日本から輸出した品物が、EPAを利用して輸入国において関税の減免を受けられるようになるためには、大きく分けて、日本の中で以下3つの工程が必要となり、主に輸出者が主体となって必要な作業を行います。

しかし、このうちPHASE 2については、サプライチェーンの構成により、輸出者のみで完結する場合もあれば、仕入先・外注先にまたがり手続きを進める必要がある場合もあります。そのため、商流のパターンによって、担う役割や、手順フローが異なります。

紙パルプ業界における主な商流パターンは以下の通りです。本マニュアルは、紙パルプ業界の生産者の立場の方が実施すべき事項に的を絞って解説しています。



## ▶ 製紙業界における主な商流パターンにおけるPHASE2の違い



# 本マニュアルについて (2/2)

## パターン②

### パターン①

生産者

輸出者兼生産者の場合は、  
輸出者側のPHASE1を実施後  
生産者編の  
A)依頼の受信・  
A)回答の送信を省略し  
D) 原産資格調査へ進み、  
輸出者側のPHASE3へ  
進んでください

輸出者

PHASE 1

EPA利用の確認

## PHASE 2 原産品であることの確認

A  
Answer

依頼の受信

同意通知

サプライヤー証明書  
(輸出品)

R  
Request

原産資格調査の依頼

STEP1 依頼の送信

希望回答方法：  
同意通知 or  
サプライヤー証明書 (輸出品)

※第三者証明制度において、生産者ではない輸出者が、生産者から根拠資料を入手し、自社（輸出者側）で原産性の判定を行うケースもありますが、本マニュアルでは生産者側で原産性を判断することを前提としています。

D  
Determine

原産資格調査

STEP1

日本国内で最終製造・加工がされていることを  
確認しよう！

STEP2

品目別原産地規則  
(原産品と判断するための基準) を選ぼう！

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

日本商工会議所への  
原産品判定依頼

日商からの承認をもって  
確認完了！

自社で原産品であること  
の確認完了！

A  
Answer

回答の送信

STEP1

希望回答方法に沿った必要事項を用意しよう！

日本商工会議所での  
同意通知の手続き

サプライヤー証明書  
(輸出品) の作成

STEP2

依頼者に回答を送信しよう！

STEP2 回答の受信

PHASE 3

証明書の用意

+α

その他の対応事項

※自己証明制度において、生産者が自ら申告書を作成するケースもありますが、本マニュアルでは生産者ではない輸出者が申告書を作成することを前提としています。

## PHASE 2 原産品であることの確認 (P8~53)

PHASE2の目的	P9
作業手順	P9
例題	P10

### A

Answer

#### 依頼の受信

A : 依頼の受信でやること	P12
作業手順	P12
<b>標準フォーム2</b> 原産資格調査の依頼・回答シート	P12
依頼内容の確認	P13

### D

Determine

#### 原産資格調査

D : 原産資格調査でやること	P19
作業手順	P19

#### STEP1

日本国内で最終製造・加工がされていることを確認しよう！

生産場所・生産行為の確認	P20
--------------	-----

#### STEP2

品目別原産地規則  
(原産品と判断するための基準) を選ぼう！

(1) 品目別原産地規則の確認	P21
(2) 品目別原産地規則の選択	P27

#### STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

(1) 原産資格調査の確認資料への記入	
<b>標準フォーム3</b> 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用/VA証明用)	P28
-[CTCルール]	P29
-[VAルール]	P39

## PHASE 2 原産品であることの確認 (P8~53)

D  
Determine

### 原産資格調査

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

- (2) ルールをクリアすることの確認
  - 【CTCルール】 P37
  - 【VAルール】 P41
- (3) 回答方法の確認 P44
- (4) 日本商工会議所への原産品判定依頼（同意通知の場合） P45

A  
Answer

### 回答の送信

- A：依頼の送信でやること P49
- 作業手順 P49

STEP1

希望回答方法に沿った必要事項を準備しよう！

- (1) 日本商工会議所での同意通知の手続き P50
  - (2) サプライヤー証明書（輸出品）の作成 P52
- 標準フォーム4-1** サプライヤー証明書（輸出品）

STEP2

依頼者に回答を送信しよう！

- 回答内容の記入と送付 P53

### その他の対応事項 (P54~57)

- (1) その他の対応事項 P56
- (2) 当局による調査について P57

- 【1】 EPA利用確認シート
- 【2】 原産資格調査の依頼・回答シート
- 【3-1】 原産資格調査の確認資料（CTC証明用）
- 【3-2】 原産資格調査の確認資料（VA証明用）
  
- 【4-1】 サプライヤー証明書（輸出品）
- 【4-2】 サプライヤー証明書（構成品）
- 【5-1】 自己証明の申告書（日オーストラリア）
- 【5-2】 自己証明の申告書（CPTPP）
- 【5-3】 自己証明の申告書（日EU・英）
- 【5-4】 自己証明の申告書（RCEP）

当マニュアルは、紙パルプ業界においてEPAを活用する上で、必要となる基礎的な情報を纏めています。標準フォームは、一緒にご利用いただくことで作業を効率的に進めていただけることを目的として、標準的なパターン・条件を前提に作成しています。しかしながら、全ての情報・パターンを網羅しているものではありませんので、追加で情報の収集や標準フォームの修正が必要になる場合があることをご留意の上、ご利用ください。

# マニュアル中の用語解説

文中や標準フォーム中のEPA専門用語について、「用語解説」のマークがついている単語については、各PHASEやSTEPの中で用語の解説、確認方法の解説をしています。  
用語解説及び確認方法の解説がある用語の一覧は以下の通りです。

## 用語解説

### PHASE 2

調査区分（新規/定期原産性維持確認/再依頼）	P13
HSコード	P14
事前教示	P14
協定年次版のHSコード	P15
品目別原産地規則	P15
荷姿（輸出品/構成品）	P16
希望回答方法	P16
同意通知	P17
日商の企業登録	P17
サプライヤー証明書（輸出品）	P17
CTCルール	P22
VAルール	P23
デミニマスルール	P43
累積	P43
サプライヤー証明書（構成品）	P43

### その他の用語

FTA Port 用語集 <https://jaftas.jp/word/>

## 確認方法

### PHASE 2

品目別原産地規則	P21
構成品・材料のHSコード	P31

**PHASE**

**2**

**原産品であることの確認**



**PHASE2**  
の目的

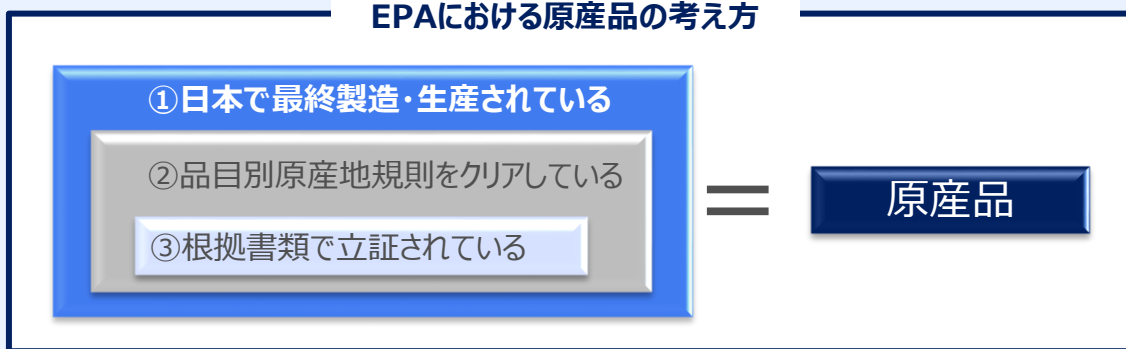
**調査対象品が日本の原産品であることを証明しよう！**

輸出者がEPAの原産地証明書を取得するためには、対象の産品が**日本の「原産品」であることが必要不可欠**です。

原産品であることを証明するには、以下の3つのルールを満たす必要があります。

- ①日本国内で最終製造・加工がされている
- ②品目別原産地規則（＝EPAで定められた原産品と認められるためのルール）をクリアしている
- ③品目別原産地規則をクリアしていることが根拠書類で立証されている

**EPAにおける原産品の考え方**



これらのルールを満たしているかどうかの確認を行うことができるのは、原則として、生産情報を把握している生産者の皆さんです。納品先からの依頼に応じて、自社の生産品が日本の原産品かどうかを確認し、結果を連絡しましょう。



**作業手順**

輸出者とのやり取りに関わる部分「A」と、自社内における調査の部分「D」の大きく2つの要素があり、以下の流れに沿って進めます。

**A**

Answer

**依頼の受信**

- 輸出者から送付された「原産資格調査の依頼・回答シート」（以下、「依頼・回答シート」）の（1）依頼事項の内容を確認します

**D**

Determine

**原産資格調査**

- 3つのステップに沿って、原産品であるかどうかの確認、立証を行います

**A**

Answer

**回答の送信**

- 「依頼・回答シート」の（2）回答事項に、必要事項を記入します
- 希望回答方法に応じて、必要な手続き/書類の作成を行い、「依頼・回答シート」とともに依頼者へ送付します

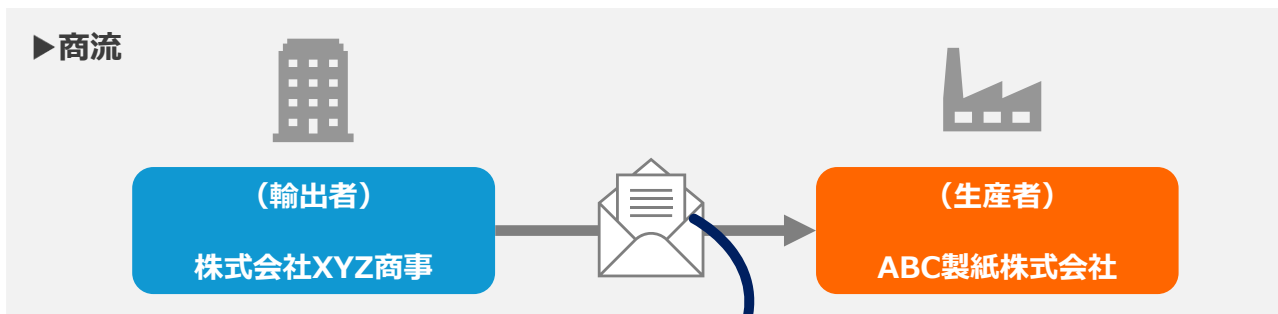
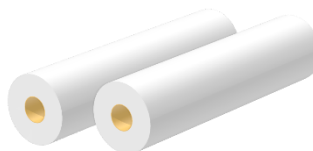
作業手順について、以下の例題に沿って解説していきます。



**例題**

(輸出者) この製品について、EPAを使いたいです！  
「依頼・回答シート」の内容を確認して、原産品かどうかを確認してください。

製品 : 上級印刷用紙  
輸出先 : ベトナム  
HSコード : 4802.55.90  
協定 : CPTPP協定



**標準フォーム2**

原産資格調査の依頼・回答シート  
(輸出者からエクセルで送付)

(上半分)、**輸出者 (依頼者)** が依頼事項を記入する箇所

A : 依頼の受信のパートで内容を確認します。

(下半分) 最後に**生産者 (回答者)** が結果等を記入する箇所

A : 回答の送信のパートで記入します。

The form is divided into two main sections. The top section (上半分) is for the exporter (依頼者) to fill out, containing a header with company information and a table for product details. The bottom section (下半分) is for the manufacturer (回答者) to fill out, containing a table for response information and a section for additional comments. Arrows from the text on the left point to the respective sections of the form.

## PHASE 2 原産品であることの確認 (P8~53)

A  
Answer

### 依頼の受信

A : 依頼の受信でやること

P12

作業手順

P12

**標準フォーム2** 原産資格調査の依頼・回答シート

P12

依頼内容の確認

P13

D  
Determine

### 原産資格調査

A  
Answer

### 回答の送信

+α

**その他の対応事項**

**(P54~57)**

A : 依頼の受信  
でやること

調査対象品の情報と回答方法を知ろう！

依頼者から送付された「依頼・回答シート」には、生産者である皆さんが原産品であることの証明をするために必要となる情報が記載されています。まずは、その記載事項を確認します。なお、依頼者へ原産品かどうかの結果を回答する際にも、同じシートに記入して回答します。ただし、結果が原産である場合には、原産であることの結果だけでなく、依頼者が希望する形での原産品であることの証明書も必要となります。

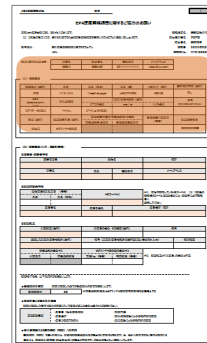


作業手順

以下の手順で確認を行います。

依頼内容の確認

- 輸出者から送付された「依頼・回答シート」の(1) 依頼事項の内容を確認します



依頼者から届いた「依頼・回答シート」の上半分

ABC製紙株式会社

御中

EPA原産資格調査に関するご協力をお願い

平素は大変お世話になり、ありがとうございます。

(1) に記載の製品につき、EPAを利用するための原産資格調査を実施いただけますようお願い申し上げます。

参考資料： EPA原産資格調査に関するマニュアル  
URL

依頼企業名：株式会社XYZ商事

担当者部署名 アジア部

担当者名：鈴木花子

依頼日：2022年9月1日

依頼書No. : XYZ-0000001

本件に関する問合せ先：

部署名	担当者名	電話番号	メールアドレス
購買部	購買太郎	03-XXXX-XXXX	kobai@xyz.com

(1) 依頼事項

調査区分【選択】	品番	品名(英名)	品名(日)	協定年次版のHSコード(6桁)	事前教示有無【選択】
新規	XYZ-1111	Uncoated Woodfree Paper	上級印刷用紙	4802.55	無し
協定名 協定年次版HSコード 【選択】	輸入通関国	品目別原産地規則【選択】			備考 (除外規定などあれば記入)
CPTPP HS2012	ベトナム	CTCの場合	and / or	VAの場合	
荷姿【選択】	希望回答方法【選択】	希望回答方法が「同意通知書」の場合		日商過去判定番号 (任意)	希望回答期限
輸出品	サプライヤー証明書	同意通知先 企業名	日商企業登録番号		2022年9月30日

(1) 依頼事項の内容について以降のページで解説していきます！ ▶▶▶



## 依頼内容の確認 (1/3)

### 標準フォーム2 原産資格調査の依頼・回答シート

#### (1) 依頼事項

##### 用語解説

##### 用語解説

##### 用語解説

調査区分【選択】	品番	品名（英名）	品名（日）	HSコード （協定年次6桁）	事前教示有無【選択】
新規	XYZ-1111	Uncoated Woodfree Paper	上級印刷用紙	4802.55	無し

### 用語解説

#### 調査区分とは

##### 「新規」

過去に原産性確認の依頼を行っておらず、初めての依頼であるケースを指します。

##### 「定期原産性維持確認」

過去の調査結果が「原産」であったものについて、内容に変更がなく、原産性が維持されているかどうかを確認するケースを指します。（第三者証明制度の場合の同意通知や、自己証明制度の場合のサプライヤー証明書（輸出品）の有効期限の更新についても同様の区分になります。）

##### 「再依頼」

過去の調査結果が「非原産」であったものについて、再度調査を依頼するケースを指します。

### なぜ、過去に調査した製品であっても再度調査を依頼されるのでしょうか？

繰り返し輸出される製品については、輸出者から、対象製品の原産性が維持されているかどうかの調査依頼を定期的に受ける可能性があります。原産性が失われている状態で証明書を使用すると協定違反となるためです。

過去に調査済みの製品についても、定期調査の依頼を受けた場合には内容を見直してください。

## 用語解説

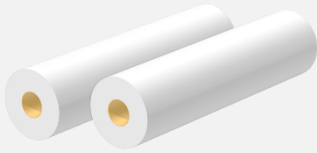
## HSコードとは

貿易取引（輸出入通関手続き）において使用される、物品を特定するためのコード（番号）です。

「HS条約」という国際条約において定められたルールに基づいて、この世の全ての物品が何らかの番号に属します。6桁までが条約上で定められた世界共通ルールで、7桁目以降は各国が独自に番号を定めていますが、EPAにおいては6桁の数字が用いられます。

\*HS : Harmonized Commodity Description Coding System の略

例：上級印刷用紙の  
HSコード 4802.55



48	4802	4802.55
<b>類(上2桁)</b> (Chapter)	<b>項(上4桁)</b> (Heading)	<b>号(上6桁)</b> (Sub-Heading)
紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第48.01項又は第48.03項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙	重量が1平方メートルにつき40グラム以上150グラム以下のもの（ロール状のものに限る。）

## 用語解説

## 事前教示とは

事前教示制度とは、関税分類（HSコードの決定）について、輸入国税関へ輸入前に照会を行い、その回答を受けることができる制度です。輸出者側で事前教示を得ている場合には、当該項目は「有り」となります。

HSコードは6桁までが世界共通ですが、同じ製品でも各国税関や担当者によって解釈の違いが発生することがあります。解釈の違いが発生した場合、EPAにおいては原産地証明書を受理する輸入国税関の判断が優先されるため、輸出者は、輸入国税関からの事前教示を得るケースがあります。



## 依頼内容の確認 (2/3)

### 標準フォーム2 原産資格調査の依頼・回答シート

#### (1) 依頼事項

用語解説

用語解説

協定名 協定年次版HSコード 【選択】	輸入通関国	品目別原産地規則【選択】			備考 (除外規定などあれば記入)
		CTCの場合	and / or	VAの場合	
CPTPP HS2012	ベトナム	CTH(上4桁変更)	-	-	

### 用語解説

#### 協定年次版HSコードとは

HSコードは約5年に一度、一部品目について名称・分類が改定され、輸出入通関時は最新版のHSコードが適用されます。EPAを利用する際には、各協定で定められたHS年版のHSコードを使用する必要があります。各協定とHS年版の対応表は以下の通りです。

2002年版 (HS2002)	2007年版 (HS2007)	2012年版 (HS2012)	2017年版 (HS2017)		2022年 (HS2022)
日シンガポール協定 日メキシコ協定 日マレーシア協定 日チリ協定 日ブルネイ協定 日フィリピン協定	日スイス協定 日ベトナム協定 日インド協定 日ペルー協定	日オーストラリア協定 日モンゴル協定 CPTPP	日米貿易協定 日EU協定 日英協定 日タイ協定	日アセアン協定*1 日インドネシア協定*2	RCEP*3 ※2022年1月1日 新設（最新版 HS）

- \*1 日アセアン協定は、2023年3月1日より2002年版から2017年版に変更されました。
- \*2 日インドネシア協定は、2024年2月5日より2002年版から2017年版に変更されました。
- \*3 RCEP協定は、2023年1月1日より2012年版から2022年版に変更されました。

### 用語解説

#### 品目別原産地規則とは

品目別原産地規則とは、製品に対して実質的な製造・加工等が行われているかを客観的に判断するためのルールの中で、印刷産業機械分野では、主に「CTCルール」、「VALルール」と呼ばれる基準が設定されています。品目別原産地規則は協定ごと・HSコードごとに定められています。

用語解説

**CTCルール**  
(関税分類変更基準)

用語解説

**VALルール**  
(付加価値基準)

※用語の解説はP22~23参照

#### 紙パルプ業界で使用する品目別原産地規則

日インド協定を除き、CTCルールかVALルールのどちらかを満たせばよいこととなっており、証明者がどちらかのルールを選択することができます。紙パルプ製品の原産地証明においては、一般的にVALルールよりもCTCルールの方が基準をクリアしやすい傾向があります。日インド協定のみ、CTCルールとVALルールの双方を満たさなければならない規定となります。

#### キーとなるのは、“協定年次版の”HSコード6桁！？

品目別原産地規則は、上記の通り協定ごと・HSコードごとに定められています。このHSコードは、協定年次版のHSコードがキーとなります。



## 依頼内容の確認 (3/3)

### 標準フォーム2 原産資格調査の依頼・回答シート

#### (1) 依頼事項

用語解説

用語解説

荷姿【選択】	希望回答方法【選択】	希望回答方法が「同意通知書」の場合		日商過去判定番号 (任意)	希望回答期限
		同意通知先 企業名	日商企業登録番号		
輸出品	サプライヤー証明書				2022年9月30日

### 用語解説

#### 荷姿とは

##### 「輸出品」

調査依頼を受けた産品が、国内でさらに加工等されることなく、そのまま海外へ輸出されるケースです。

##### 「構成品」

調査依頼を受けた産品が、そのまま海外へ輸出されるのではなく、国内で輸出品等の材料として使用されるケースです。

### 用語解説

#### 希望回答方法とは

希望回答方法とは、産品が日本の原産品である場合に、輸出者に対して結果を伝える形式で、「同意通知」、若しくは「サプライヤー証明書（輸出品）」のいずれかが指定されます。**この希望回答方法が、最終的に輸出者へ伝える事項となりますので、一連の作業のゴールと言えます。**

それぞれの場合において、どのような違いがあるのかを示したものが下の表です。

回答方法	荷姿	証明制度	日商手続きの有無	期限の設定
同意通知 <a href="#">用語解説</a>	輸出品	第三者証明制度	有り	同意通知期限 (必須)
サプライヤー証明書 (輸出品) <a href="#">用語解説</a>	輸出品	自己証明制度	無し	サプライヤー証明書 (輸出品)の期限 (任意)

※同意通知、サプライヤー証明書（輸出品）の用語の解説は次のページを参照してください。

※同意通知の場合は、同意通知先となる輸出者の企業名と日商企業登録番号も併せて記載されています。

※荷姿が「構成品」である場合には、希望回答方法は「サプライヤー証明書（構成品）」となります。



## 用語解説

## 同意通知とは

第三者証明制度の場合には、原産地証明書は日本商工会議所が発給します。このため、輸出者は、日本商工会議所に対して原産地証明書の「発給申請」の手続きが必要となります。

日本商工会議所は、原産地証明書の発給に先立ち、産品が原産品であることの“判定”を行い、判定の結果、原産品であると認められる場合には、判定の“承認”をします。

輸出者と生産者が異なる場合、生産者が日本商工会議所に判定を依頼し、判定承認を受けた後に、輸出者に対してその承認結果の利用を許可することで、輸出者が原産地証明書の発給を行うことが可能になります。生産者が承認結果の利用を輸出者へ許可するための手続きを「同意通知」と言います。

※日本商工会議所における一連の手続きは、全て日本商工会議所の発給システム上で行われます。

※発給システムを利用するためには、「企業登録」が必要です。

※生産者ではない輸出者が、生産者から根拠資料を入手し、自社（輸出者側）で原産性の判定を行うケースもありますが、本マニュアルでは生産者側で原産性を判断することを前提としています。

## 企業登録について（利用協定が第三者証明制度の場合）

上記の通り、第三者証明制度の場合には、日本商工会議所が輸出品の原産性の審査を行い、原産地証明書を発給します。この時、必要な手続きは日本商工会議所の「第一種特定原産地証明書 発給システム」（以下、発給システム）と呼ばれるインターネット上のウェブサイトを通じて行います。

「発給システム」を利用するためには、事前にユーザー登録（ログインIDとパスワードの入手）の手続きが必要となります。この手続きを「企業登録」と呼びます。

まだ企業登録を行っていない場合は、手続きを行ってください。なお、IDとパスワードは1社につき1つが発行されるので、過去に自社で企業登録を行っている場合には、新たに行う必要はありません。

詳しくは、日本商工会議所のHPを確認してください。※企業登録が完了するまでには、通常2週間程度かかります。

## &lt;日本商工会議所HP&gt;

「企業登録」について：<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/registration.html>

## 用語解説

## サプライヤー証明書（輸出品）とは

サプライヤー証明書（輸出品）は、輸出品がEPAにおける原産品である旨の、輸出品の生産者による宣誓書を言います。生産者が、輸出品がEPAにおける原産品であることを証明し、輸出者に対して、輸出品が原産品であることを宣誓する際に発行するもので、原則として、利用協定が自己証明制度の場合に必要な文書です。

希望回答方法が・・・

同意通知

上記の「企業登録」を確認後、Dへ進む



サプライヤー証明書  
（輸出品）

Dへ進む



## PHASE 2 原産品であることの確認 (P8~53)

A  
Answer

依頼の受信

D  
Determine

原産資格調査

D : 原産資格調査でやること

P19

作業手順

P19

STEP1

日本国内で最終製造・加工がされていることを確認しよう！

生産場所・生産行為の確認

P20

STEP2

品目別原産地規則  
(原産品と判断するための基準) を選ぼう！

(1) 品目別原産地規則の確認

P21

(2) 品目別原産地規則の選択

P27

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

(1) 原産資格調査の確認資料への記入

**標準フォーム3** 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用/VA証明用)

P28

-[CTCルール]

P29

-[VAルール]

P39

(2) ルールをクリアすることの確認

-[CTCルール]

P37

-[VAルール]

P41

(3) 回答方法の確認

P44

(4) 日本商工会議所への原産品判定依頼 (同意通知の場合)

P45

A  
Answer

回答の送信

+a

その他の対応事項

(P54~57)

D : 原産資格調査  
でやること

調査対象品が日本の原産品であるかどうかを確認しよう！

EPAにおいて、原産品となるためには、P9の3つの条件を満たす必要があります。ここでは、社内の生産関連資料が必要となりますので、必要に応じて他の部署の協力も仰ぎながら進めてください。



作業手順

大きく以下の3つのステップに沿って進めます。

STEP1

日本国内で最終製造・加工がされていることを確認しよう！

生産場所・生産行為の確認

- 用意するもの：調査対象品の生産場所と生産工程が確認できる社内資料（例：生産工程表等）
- 生産場所・生産行為を確認します

最終製造・加工が  
海外で実施

非原産

STEP2

品目別原産地規則  
(原産品と判断するための基準) を選ぼう！

(1) 品目別原産地規則の確認

- 用意するもの：依頼先から送付された依頼・回答シート
- 依頼：回答シートの(1)依頼事項の中の、品目別原産地規則の欄を参照します
- インターネット（税関のホームページ）で検索し、記載事項のダブルチェックを行います

(2) 品目別原産地規則の選択

- 適用する品目別原産地規則を選択します

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

(1) 原産資格調査の確認資料への記入

- 用意するもの：①標準フォーム3 原産資格の確認資料（CTC/VA証明用）  
②調査対象品に使用されたすべての材料が確認できる社内資料（例：総材料表等）  
③STEP2で選択したルールに応じて必要となるその他資料

(2) ルールをクリアすることの確認

(3) 回答方法の確認

- 回答方法によって、手続きが異なります

基準をクリア  
できなかった

非原産

同意通知

サプライヤー証明書（輸出品）

(4) 日本商工会議所への  
原産品判定依頼

日商からの承認をもって  
確認完了！

自社で原産品であること  
の確認完了！

STEP1

日本国内で最終製造・加工がされていることを確認しよう！

生産場所・生産行為の確認

- 調査対象品の生産場所と生産工程が確認できる社内資料（例：生産工程表等）を用意します
  - 以下の2点を満たしているかどうかを確認します
- ※ここで確認する工場の住所は、STEP3で必要となります

① 最終工程の生産工場の所在地が日本国内である

② 十分な生産行為を行っている

(生産工程表の例)

生産者名	生産工場名
ABC製紙株式会社	千葉工場
生産工場住所	
千葉県千葉市工場町1-1-1	
生産工程	
<pre> graph LR     A[パルプ工程] --&gt; B[抄紙工程]     B --&gt; C[仕上工程]     C --&gt; D[検品]     D --&gt; E[出荷]             </pre>	



ポイント

最終工程が海外で行われている場合は、**非原産**です。  
十分な生産行為かどうかについては、以下のリンクを参照してください。  
FTA Port用語集より「原産資格を与えることとならない作業」：  
<https://jaftas.jp/glossary/epa-word120/>

最終工程が  
日本で行われている  
ことが確認できた！

STEP2へ進む

海外で行われていた

残念ながら・・・非原産  
A：回答の送信へ進む

調査結果：非原産であることを回答します

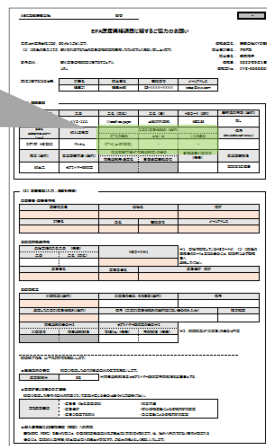
STEP2 品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

(1) 品目別原産地規則の確認

- 依頼先から送付された依頼・回答シートの、(1) 依頼事項の中の、品目別原産地規則の欄を参照します
- インターネット（税関のホームページ）で検索し、記載事項のダブルチェックを行います

用語解説	品目別原産地規則【選択】		用語解説
CTCの場合	and / or	VAの場合	
CTH(上4桁変更)	-	-	

CTCRルール、VAルールの用語の解説は次ページ参照



以下のいずれかの確認方法にて、  
記載事項が一致するかのダブルチェックを行う

※万が一、検索結果と依頼・回答シートに記載のルールが異なる場合には、  
輸出者に確認し、正しいルールのもと先に進めてください

確認方法

- 日本税関：原産地規則ポータル (<https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>)  
(検索方法はP24～25参照)

STEP2 品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

用語解説

CTCルールとは

CTC : Change in Tariff Classification

日本語では「関税分類変更基準」と呼ばれ、製品とその製品の材料のHSコードを比較して、番号が異なっていれば、実質的な製造・加工が行われたとして、構成部材の調達先や原産国に関わらず、原産品と認められるルールです。

CTCルールの変更のレベルは3種類あります。

CC	他の類（上2桁）の材料からの変更	製品と材料のHSコード上二桁の内、一桁でも番号が異なっている
CTH	他の項（上4桁）の材料からの変更	製品と材料のHSコード上四桁の内、一桁でも番号が異なっている
CTSH	他の号（上6桁）の材料からの変更	製品と材料のHSコード上六桁の内、一桁でも番号が異なっている

CC : Change of Chapter

CTH : Change of Tariff Heading

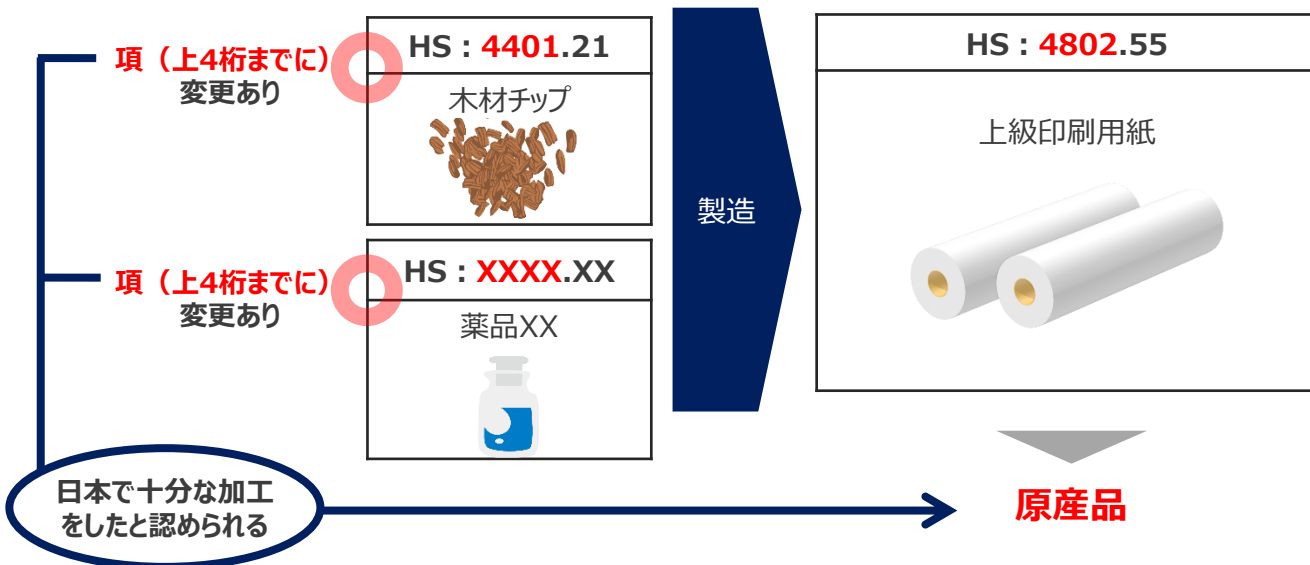
CTSH : Change of Tariff Sub-Heading

\* 産品を構成する全ての材料がCTCルールを満たしている必要があります。ただし、デミニマスルールを利用できる場合は、例外的対応をすることが認められています。

例：CTH（項/上4桁変更）の場合

対象品（上級印刷用紙）と、その全ての材料（木材チップ、薬品等）のHSコードを比較します。

材料から対象品のHSコードへ、協定基準値の必要な桁数の変更が認められるため、対象品は原産品であると認められます。



STEP2 品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

用語解説

VAルールとは

VA : Value Added

日本語では「付加価値基準」と呼ばれ、製品の価格に対して、一定基準以上の付加価値が生じていれば、実質的な製造・加工が行われたとして、構成部材の調達先や原産国に関わらず、原産品と認められるルールです。

VAルールの基準となる考え方や付加価値の割合は協定によって異なります。

一般的なVAの計算式：

$$\frac{\text{FOB(EXW)} - \text{VNM}}{\text{FOB(EXW)}} \times 100 \geq \text{基準値}$$

\*FOB = 本船渡し価格

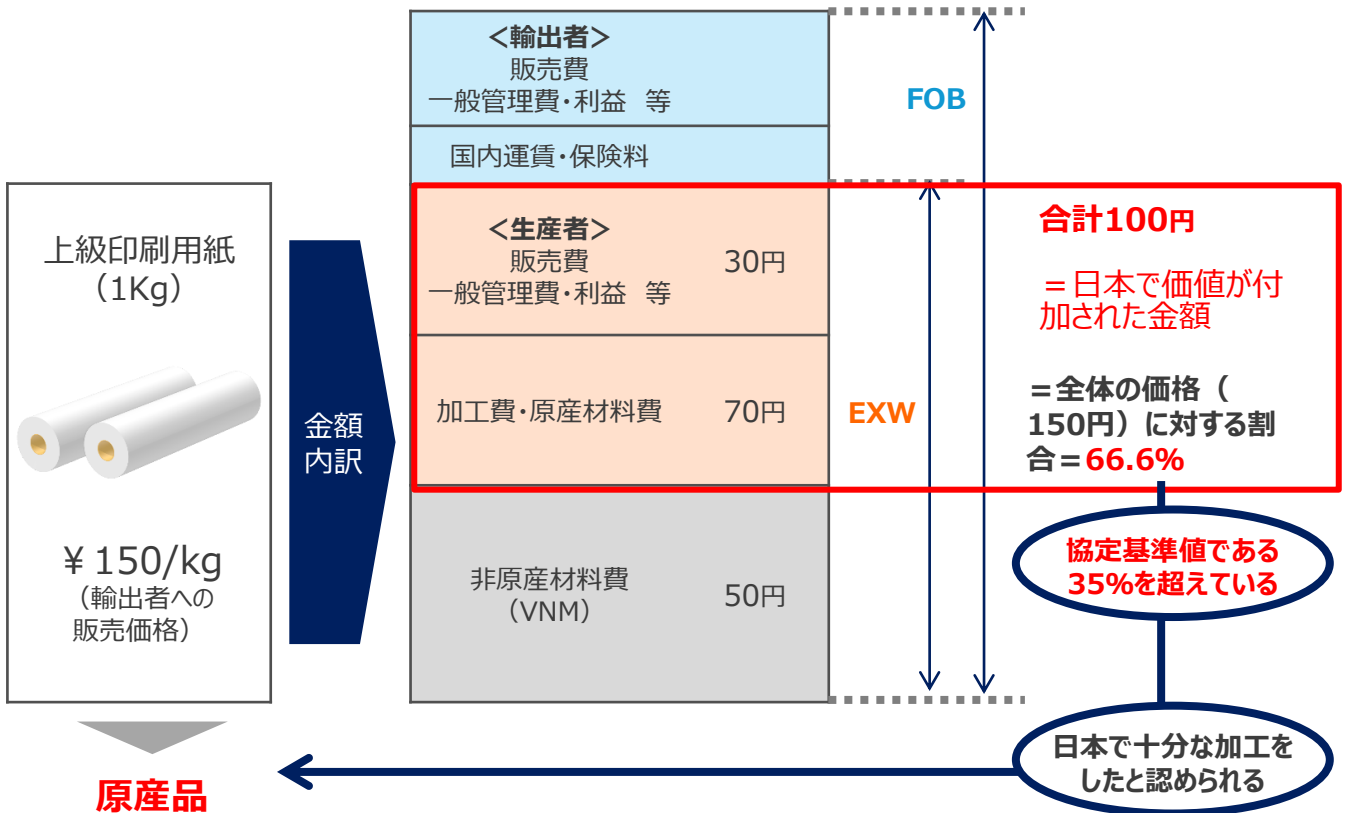
FOBが不明な場合はEXWで代用が可能（日EU協定及び日英協定を除く）、または生産者から取引先への販売価格も可

\*EXW = 工場出し価格

\*VNM = Value of Non-originating Materials  
(非原産材料費の合計)

例：VA35%の場合

対象品（上級印刷用紙）構成する、非原産材料以外の価格の合計（=付加価値の割合）が協定基準値を満たしているため、対象品は原産品と認められます。



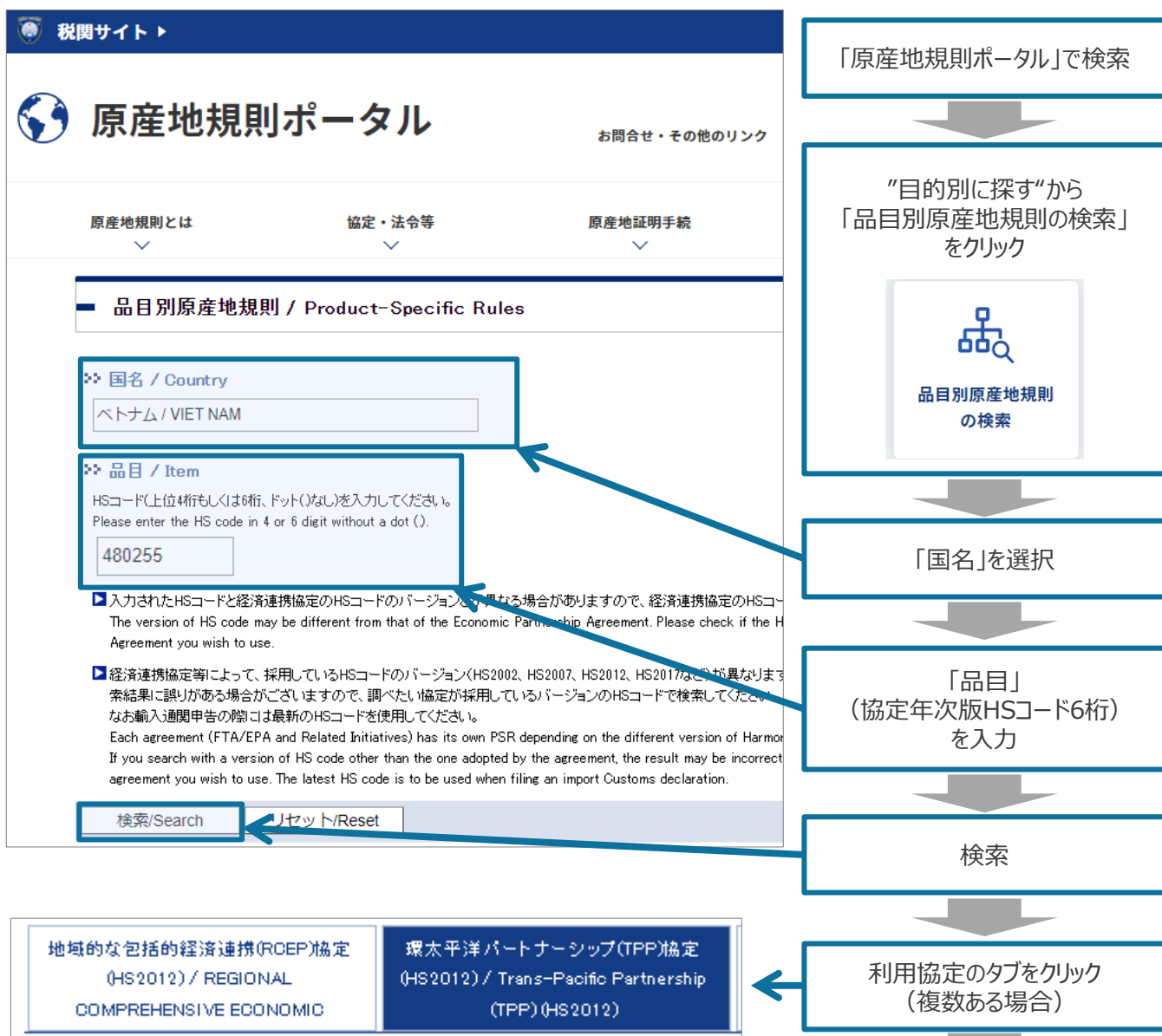
STEP2 品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

<品目別原産地規則の検索方法>

原産地規則ポータルでの確認方法

日本税関の「原産地規則ポータル」において、以下の手順により確認することができます。

例：上級印刷用紙（HS：4802.55）をベトナムに輸出する場合のCPTPPの品目別原産地規則の調べ方





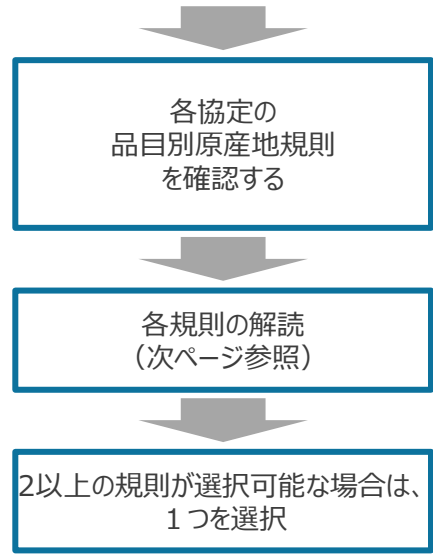
STEP2

品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

(つづき) 日本税関「原産地規則ポータル」を基に加工して作成  
(<https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>)

例：環太平洋パートナーシップ協定を選択

HS2012				環太平洋パートナーシップ協定(HS2012) / Trans-Pacific Partnership (TPP) (HS2012)		
部 / Section	章 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
10	48			紙及び紙板並びに製紙用パルプ、紙又は紙板の製品 Paper and paperboard, articles of paper pulp, of paper or of paperboard		
		4802		筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布していない紙及び紙板、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第48.01項又は第48.03項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び紙板 Uncoated paper and paperboard, of a kind used for writing, printing or other graphic purposes, and non perforated punch-cards and punch tape paper, in rolls or rectangular (including square) sheets, of any size, other than paper of heading 48.01 or 48.03; hand-made paper and paperboard.		
			480255	その他の紙及び紙板（機械パルプとケミグラントパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の10%以下のものに限る。） Other paper and paperboard, not containing fibres obtained by a mechanical or chemi-mechanical process or of which not more than 10 % by weight of the total fibre content consists of such fibres : 重量が1平方メートルにつき40グラム以上150グラム以下のもの（ロール状のものに限る。） Weighing 40 g/m <sup>2</sup> or more but not more than 150 g/m <sup>2</sup> in rolls	第四八・〇一～項から第四八・〇七項までの各々の産品への他の項の材料からの変更 A change to a good of heading 48.01 through 48.07 from any other heading.	



480255	その他の紙及び紙板（機械パルプとケミグラントパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の10%以下のものに限る。） Other paper and paperboard, not containing fibres obtained by a mechanical or chemi-mechanical process or of which not more than 10 % by weight of the total fibre content consists of such fibres : 重量が1平方メートルにつき40グラム以上150グラム以下のもの（ロール状のものに限る。） Weighing 40 g/m <sup>2</sup> or more but not more than 150 g/m <sup>2</sup> in rolls	第四八・〇一～項から第四八・〇七項までの各々の産品への他の項の材料からの変更 A change to a good of heading 48.01 through 48.07 from any other heading.
--------	--	---

CTCルール

第四八・〇一～項から第四八・〇七項までの各々の産品への他の項の材料からの変更  
A change to a good of heading 48.01 through 48.07 from any other heading.

次のページで解説します ▶▶▶

※例題のように「一般ルール」と表示された場合

一部の協定では、「一般ルール」と表示される品目があります。その場合の「一般ルール」とは、以下の通りです。

協定	一般ルール		
日アセアン協定	関税分類変更基準4桁変更 (CTH)	or	付加価値基準40%以上 (RVC40)
日スイス協定	関税分類変更基準4桁変更 (CTH)	or	付加価値基準40%以上 (VNM60)
日ベトナム協定	関税分類変更基準4桁変更 (CTH)	or	付加価値基準40%以上 (LVC40)
日インド協定	関税分類変更基準6桁変更 (CTSH)	and	付加価値基準35%以上 (QVC35)

STEP2

品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

<品目別原産地規則の解説>

CTCルール

第四八・〇一項から第四八・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更

CC	他の類（上2桁）の材料からの変更	産品と材料のHSコード上二桁の内、一桁でも番号が異なっている
CTH	他の項（上4桁）の材料からの変更	産品と材料のHSコード上四桁の内、一桁でも番号が異なっている
CTSH	他の号（上6桁）の材料からの変更	産品と材料のHSコード上六桁の内、一桁でも番号が異なっている



ポイント

2つの規則が「又は」で繋がれ、CTCルールとVALルールが双方規定されている場合には、**どちらか一方を選択**して、選択した規則1つを満たせばよいこととなります。

※紙パルプ製品は、基本的にCTCルールを選択します。

※「及び」の場合には、CTCルール、VALルールどちらも満たさなければなりませんので、注意してください。（日インド協定）

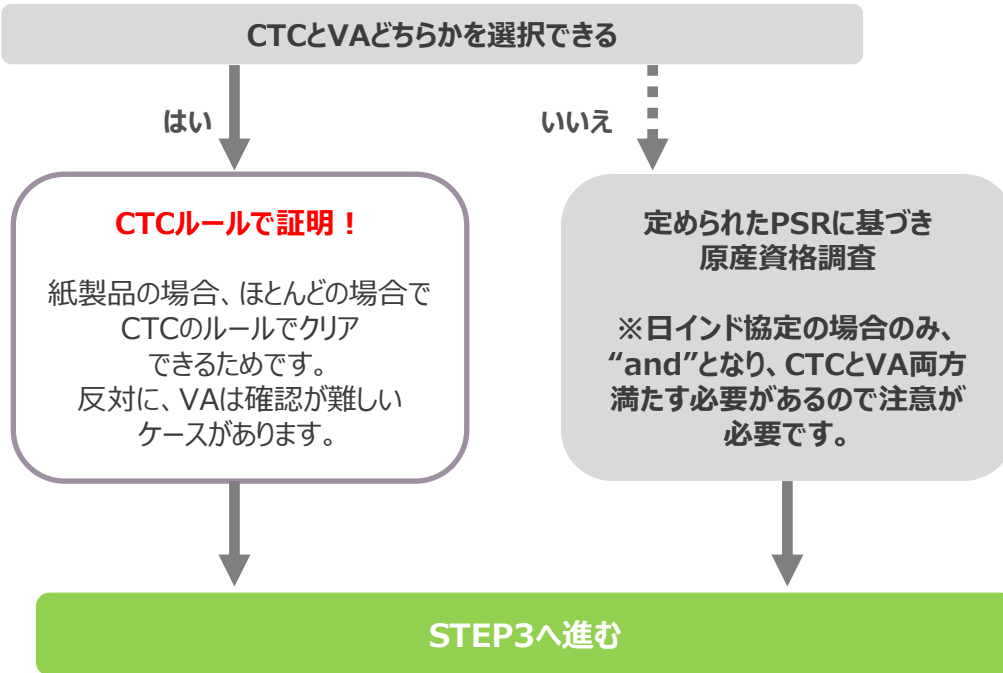
STEP2

品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

(2) 品目別原産地規則の選択

業界特有事項

- 記載事項を確認し、以下のチャートに沿って適用する規則を選択します



STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

(1) 原産資格調査の確認資料への記入

- STEP2で選択した品目別原産地規則（CTCルール or VAルール）のフォームを用意します  
※日インド協定で、CTC+VALルールの場合には両方必要です

CTCルール

標準フォーム3-1 原産資格調査の確認資料（CTC証明用）

【フォームダウンロード】

経済産業省HP

「申請手続における提出書類等の例示と留意事項」

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html)

CTC対比表フォーマット（EXCEL形式：452KB）

記入方法は  
P29～

原産性の確認資料（CTC証明用）

1. 資料作成者（判定依頼者）情報			
(1) 資料作成者名	(2) 資料作成者氏名	(3) 資料作成者住所	
(4) 資料作成者メールアドレス※1	(5) 資料作成者電話番号 ※1	(6) 承認者氏名（任意入力）	
※1：255文字以内			
2. 生産者情報			
(1) 生産者名	(2) 生産国	(3) 生産工場名	
(4) 生産工場住所			
3. 認定名、輸入通関国			
(1) 使用認定	(2) 輸入通関国 ※2		
※2：日アセアン協定の場合は必須			
4. 産品情報			
(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3) 使用判定基準	
5. CTCによる判定作業			
(1) 使用材料名称	(2) CTC- F- 番号	(3) 原産・非原産の区分 非原産又は 原産性未確認	(4) 原産材料の供給(サプライヤー名)

VALルール

標準フォーム3-2 原産資格調査の確認資料（VA証明用）

【フォームダウンロード】

経済産業省HP

「申請手続における提出書類等の例示と留意事項」

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html)

VA計算表フォーム スイス（EXCEL形式：306KB）

VA計算表フォーム スイス以外（EXCEL形式：425KB）

記入方法は  
P39～

原産性の確認資料（VA証明用）

1. 資料作成者（判定依頼者）情報			
(1) 資料作成者名	(2) 資料作成者氏名	(3) 資料作成者住所	
(4) 資料作成者メールアドレス※1	(5) 資料作成者電話番号 ※1	(6) 承認者氏名（任意入力）	
※1：255文字以内			
2. 生産者情報			
(1) 生産者名	(2) 生産国	(3) 生産工場名	
(4) 生産工場住所			
3. 認定名、輸入通関国			
(1) 使用認定	(2) 輸入通関国 ※2		
RCEP			
4. 産品情報			
(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3) 使用判定基準	
		VA 以上	
5. VAによる判定作業			
(1) FOB品対行		(2) 計算結果	
(3) 使用材料名称	(4) 金額 (円)	(5) 原産・非原産の区分 原産 非原産又は 原産性未確認	(6) 原産材料の供給(サプライヤー名)
(7) 原産材料費 計	0		
(8) 非原産材料費 計	0		
(9) 合計費			
(10) FOB-非原産材料費			

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

(1) 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用) への記入\_記入1-4

- フォームに必要事項を記入します

標準フォーム3-1 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用)

**記入1** ▼ 1. (1) ~ (5) に、自身の情報を記入します

1. 資料作成者 (判定依頼者) 情報

(1) 資料作成企業名	(2) 資料作成者氏名	(3) 資料作成者品番
ABC製紙株式会社	田中 一郎	ABC-12345
(4) 資料作成者メールアドレス	(5) 資料作成者電話番号	承認者氏名 (任意入力)
xxxxxxx@abc.co.jp	043-XXX-XXXX	管理 太郎

**記入2** ▼STEP1で確認した生産場所の情報をもとに、2. (1) ~ (4) を記入します  
複数の生産場所となる場合は、最終生産場所を記載

2. 生産者情報

(1) 生産者名	(2) 生産国	(3) 生産工場名
ABC製紙株式会社	日本	千葉工場
(4) 生産工場住所		
千葉県千葉市工場町1-1-1		

**記入3** ▼依頼書で確認した情報をもとに、3・4の各 (1) ~ (2) を記入します

3. 協定名、輸入通関国

(1) 使用協定	(2) 輸入通関国
CPTPP協定	ベトナム

**記入4**

4. 産品情報

▼4. (3) に、STEP2で確認した品目別原産地規則を記入します

(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3) 使用判定基準
上級印刷用紙	4802.55	CTH 4桁変更

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合



(1) 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用) への記入\_記入5

- フォームに必要事項を記入します

標準フォーム3-1 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用)

記入5 ▼ 5. (1)、(3) を記入します

5. CTCによる判定作業

(1) 使用材料名称	(2) HSコード 4桁以上入力	(3) 原産・非原産の区別		(4) 原産材料の根拠 (サプライヤー名)
		原産	非原産又は 原産性未確認	
木材チップ			○	
苛性ソーダ			○	
過酸化水素			○	
乾式紙力増強剤			○	
サイズ剤			○	
ピッチコントロール材			○	
.....			○	
.....			○	

総材料表	
上級印刷用紙	
工程	材料
パルプ工程	木材チップ (針葉樹)
	苛性ソーダ (水酸化ナトリウム) (チップ溶解用)
	過酸化水素 (漂白用)
抄紙工程	乾式紙力増強剤
	サイズ剤
	ピッチコントロール材
	.....
	.....
.....	

(1) 使用材料名称

総材料表等を参照し、生産に使用した全ての材料を列挙します。

(3) 原産・非原産の区別

ここは全て「非原産又は原産性未確認」に○をつけてください。

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

(1) 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用) への記入\_記入6

- 例題に沿って、フォームに記入していきます。

標準フォーム3-1 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用)

記入6 ▼ 5. (2) HSコード を記入します

5. CTCによる判定作業

(1) 使用材料名称	(2) HSコード 4桁以上入力	(3) 原産・非原産の区別		(4) 原産材料の根拠 (サプライヤー名)
		原産	非原産又は 原産性未確認	
木材チップ	4401		○	
苛性ソーダ	2815		○	
過酸化水素	2847		○	
乾式紙力増強剤	3505		○	
サイズ剤	3806		○	
ピッチコントロール材	2833		○	
.....	XXXX		○	
.....	XXXX		○	

確認方法

- 日本税関：輸出統計品目表 (<https://www.customs.go.jp/yusyutu/>)
- FTA Port：HS LAB (<https://jaftas.jp/hslab/>) (検索方法はP33参照)
- NITE-CHRIP (NITE化学物質総合情報提供システム) (検索方法はP34参照)

<構成材料のHSコードを調べる際の注意事項>

ここで記入するHSコードは、協定年次版のHSコード (用語の解説はP15参照) でなければなりません。  
調べたHSコードの年次が協定年次版でない場合には、世界貿易機構 (World Trade Organization) が提供するWebサイト「HS Tracker」において、協定年次版のHSコードを確認してください。

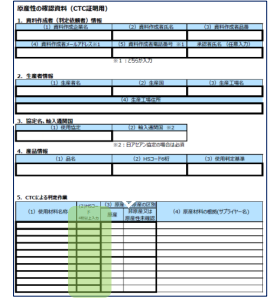
調べるHSコードの桁数は、CTCをクリアしているかどうかを判断するのに必要な桁数で十分です (次頁)。

構成材料は、まず自社で購入している構成材料でHSコードを確認してください。  
サプライヤー証明書 (構成材料) (P43参照) が必要な場合を除き、自社で購入している構成材料を構成する“材料・部品”にまで遡ってHSコードを確認する必要はありません。

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合



(1) 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用) への記入\_記入6

- 材料のHSコードの桁数  
必ずしも6桁すべてを確認する必要はなく、対象品のHSコードと、材料のHSコードを比較し、CTCをクリアする桁数が変わっていることを検証できるレベルで確認ください\*。  
ただし、HSコードは関税率表解説1にもとづき、4桁（項レベル）での判断が大原則です。そのため、4桁以上での分類にもとづく判断を推奨致します。

②原産性を判断するにあたり、「産品」と使用した「材料・部品」との間でHSコードが変更されている必要があるが、使用した「材料・部品」のHSコードについては、適用されるCTCルールに合わせ、必要な桁数の変更が確認できればよい。

2桁レベルの変更があれば、4桁レベルの変更は満たしている。

- (1) CC (2桁 (類) レベルの関税分類変更基準) であれば、2桁
- (2) CTH (4桁 (項) レベルの関税分類変更基準) であれば、2桁又は4桁
- (3) CTSH (6桁 (号) レベルの関税分類変更基準) であれば、2桁、4桁又は6桁

出典：経済産業省「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」2022年4月改訂を基に加工して作成

([https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/download/gensanchi/roo\\_guideline\\_preservation.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_preservation.pdf)) ※P8を参照

(作業効率化)

紙パルプ業界では、6桁全てのHSコードを調べなくても、CTCがクリアできることを確認できるケースが多い傾向にあります。

業界特有事項

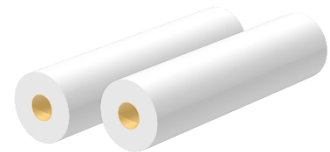
すべて  
項 (上4桁までに)  
変更あり

使用した全ての材料	
木材チップ	4401
苛性ソーダ	2815
過酸化水素	2847
乾式紙力増強剤	3505
・	・
・	・
・	・

製造

輸出品 (HS : 4802.55)

上級印刷用紙



原産品

日本で十分な加工  
をしたと認められる

\*尚、検認では輸入国税関の判断により6桁のHSコードを求められるようなケースがあった場合は、適宜追加の求めに応じて対応するようにしてください。協定上、原産品であるかどうかを確認することができるが、一番大事なポイントであり、6桁まで記載していないことだけで特恵待遇が否認されるものではありません。



STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

<構成品・材料のHSコードの検索方法1>

HS LABでの確認方法

株式会社東京共同トレード・コンプライアンス社が提供するHSコードの検索サイト「HS LAB」でHSコードの候補とそれに関する定義等を確認することができます。



**Word Search - 用語から検索をしたい方 -**

- 本事業にご賛同いただいた業界団体および所属企業より提供された情報をデータ化し、業界専門用語等から業界専門用語データは、裏証期間中、随時追加いたします。
- 業界用語だけでなく、HS品目表の言葉からも検索可能です。
- HSコードを特定すると、関連する注や解説の確認、さらに関税率の確認や削減効果額の試算も可能です。

[検索画面はこちら！](#)

**HS LAB**  
以下のURLへアクセスする  
<https://jaftas.jp/hslab/>

**Word Searchの**  
「検索はこちら！」を選択

「協定」と「用語」を入力  
「対象」は「号の規定」を  
選択して検索

HSコードの候補を選択し、  
虫眼鏡マークをクリック

HS品目表の注、関税率表解説  
のリンクをクリックし、  
内容を確認

最新の関税率表解説  
の確認はこちら  
[https://jaftas.jp/hscore/  
user/code.php](https://jaftas.jp/hscore/user/code.php)

協定※  
協定の選択 ▼  
[協定と年版の対応を確認](#)

国 ※協定を選択ください

用語※  
用語を入力 🔍

✓複数の場合「;」を挿入ください  
✓複数の場合全単語を含む検索

対象 号の規定 ▼

44.01		440121	- チップ状又は小片状の木材 -- 針葉樹のもの
		440122	- チップ状又は小片状の木材 -- 針葉樹以外のもの

HS品目表の注、関税率表解説 (2017のみ)

HS品目表の注はWCOのLegal Note、関税率表解説はWCOのExplanatory Noteが基になっています。

HSコード	内容	HS品目表の注	関税率表解説
第9部	木材及びその製品、木炭、コーク及びその製品並びにわら、11 <sup>01</sup> 以外の他の粗物材料の製品並びにかご細工物及び籐条織工物	注	-
第44類	木材及びその製品並びに木炭	注	-
第44.01項	のこくず及び木くず（縷状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	-	-
第4401.21号	- チップ状又は小片状の木材 -- 針葉樹のもの	-	-

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

<構成品・材料のHSコードの検索方法2（化学品の場合）>

NITE-CHRIP&HS Trackerでの確認方法

材料（薬品類）のHSコードが不明な場合は、以下の①、②の手順で確認することができます。

①独立行政法人製品評価技術基盤機構が提供するWebサイト「NITE-CHRIP（NITE化学物質総合情報提供システム）」において、物質の名称やCAS番号から特定する

※特定することができるのは、HSコード第28類、29類に該当する化学物質に限定されています

※NITE-CHRIPに掲載されているHSコードの情報はHS2017に基づいています

※すべての化学物質やCAS登録番号に対するHSコードが確認できるわけではありませんのでご注意ください

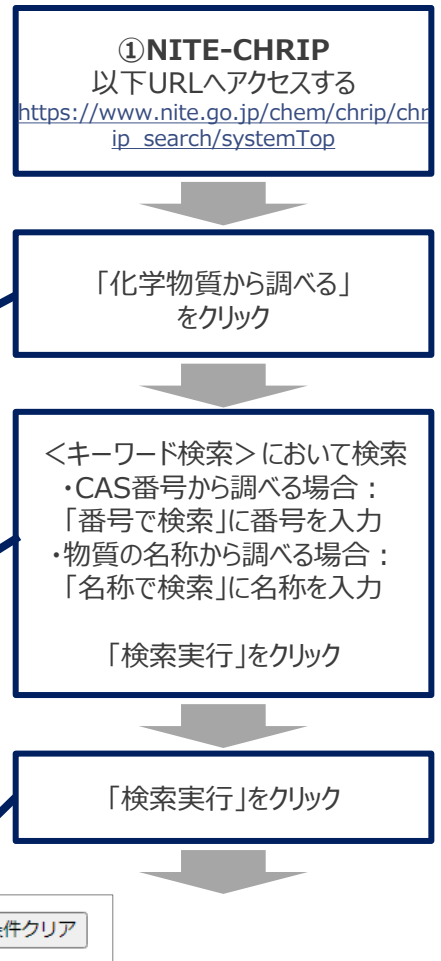
②（協定年次版がHS2017以前の場合）

世界貿易機構（World Trade Organization）が提供するWebサイト「HS Tracker」において、協定年次版のHSコードを確認する

※協定年次がHS2017の場合には、②は不要です

例：水酸化ナトリウムのHSコードの調べ方

The screenshot shows the NITE-CHRIP search interface. At the top, there are navigation buttons: 'Chemical substances search' (highlighted with a blue box) and 'Regulatory search'. Below this is the 'Search condition input' section with tabs for 'General search' and 'Expanded search'. Under 'General search', there are three search methods: 'Search by number', 'Search by name (space-separated multiple entries possible)', and 'Search by molecular formula'. The 'Search by name' field contains '水酸化ナトリウム'. Below the search fields are dropdown menus for 'CAS No.' (set to 'ON'), 'Match type' (set to '完全一致'), and 'Scope' (set to '全ての名称'). At the bottom right of the search form, there is a '検索実行' (Search) button (highlighted with a blue box) and a '検索条件クリア' (Clear search conditions) button.



STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

(つづき)

独立行政法人製品評価技術基盤機構「NITE-CHRIIP」を基に加工して作成  
([https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip\\_search/systemTop](https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop))

中間検索結果 (CHRIIP\_IDベース表示)

No.	CHRIIP_ID	CAS RN	物質名称
1	C005-175-59A	1310-73-2	水酸化ナトリウム
2	C006-783-35A	8006-28-8	石灰と水酸化ナトリウムの混合物
3	C032-461-08A	13637-90-6	ナトリウム-N-クロロスルファマトを主成分(約3.5%以下)とする、(水酸化ナトリウム水溶液とスルファミン酸の反応生成物)と次亜塩素酸ナトリウム水溶液の反応生成物
4	C005-889-70A	17273-33-5	ナトリウム-(ナフタレン-2-イル)アセタートを主成分とする、[塩素と1-(ナフタレン-2-イル)エタン-1-オンとモルホリンの反応生成物]と水酸化ナトリウムの反応生成物
5	C005-889-70A	22042-96-2	亜リン酸(又は三塩化リン)と2,2'-イミノビス(エチルアミン)と塩酸と水酸化ナトリウムとホルムアルデヒドのN-(ホスホリメチル)イミノビス(エチレンジオリ)テトラキス(メチレン)テトラホスホン酸のナトリウム塩を主成分とする反応生成物

候補の一覧から該当するものを選び、「No.」の欄の番号をクリック

検索結果が表示される。

「外国法規制情報」の中の「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)」に記載されているHSコードを確認する

水酸化ナトリウムのHSコード(2017年度版)は2815.11であることが分かった!

協定年次がHS2017の場合はここまで完了

HS2017以前の場合は、次ページへ進み、さらに協定年次版のHSコードを確認する

検索結果

データのある情報欄のみ表示 | データのない情報を含めて表示

一般情報

国内法規制情報

外国法規制情報

危険物輸送に関する勧告

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)

HSコード 第6部「化学工業(類似の工業を含む。)」の生産品 | データの説明

類	第28類	類の名称	無機化学物品及び貴金属、希土類合金、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化学物品
項	2815		水酸化ナトリウム(かせいソーダ)、水トリアミン
HSコード	2815.11		

(依頼者から届いた「依頼・回答シート」の上半分)

ABC製鉄株式会社 御中

EPA原産資格調査に関するご協力をお願い

平素は大変お世話になり、ありがとうございます。

(1) に記載の商品につき、EPAを利用するための原産資格調査を実施していただけますようお願い申し上げます。

参考資料: EPA原産資格調査に関するマニュアル URL

本件に関する問合せ先:

部署名	担当名	電話番号	Eメール
購買部	購買太郎	03-XXXX-XXXX	kobai@xyz.com

(1) 依頼事項

調査区分【選択】	品番	品名(英名)	品名(CN)	品目別原産地規則【選択】	備考
新規	XYZ-1111	Wood...	4802.55	無し	
協定年次版のHSコード【選択】	輸入通関型	CTCの場合	and / or	VAの場合	備考(海外課税引当金)
CPTPP HS2012	ベトナム	CTH(上4桁実業)	-	-	-
商標【選択】	希望回答方法【選択】	希望回答方法が同意通知書の場合	日産過去判定番号(任意)	希望回答期限	
輸出品	サプライヤー証明書	同意通知書企業名	日産企業登録番号	2022年9月30日	

協定名  
協定年次版HSコード  
【選択】

CPTPP HS2012

※例題のCPTPPの協定年次はHS2012のため、次へ進みます

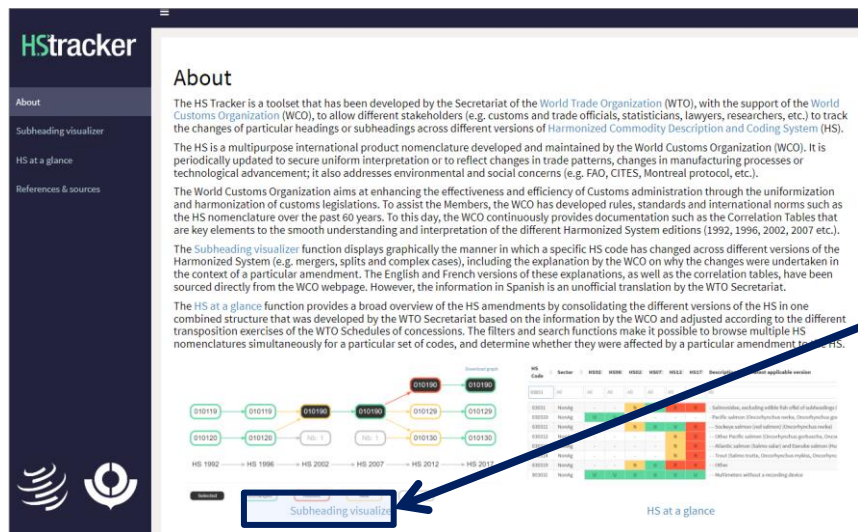


STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

※協定年次がHS2017以前のケース



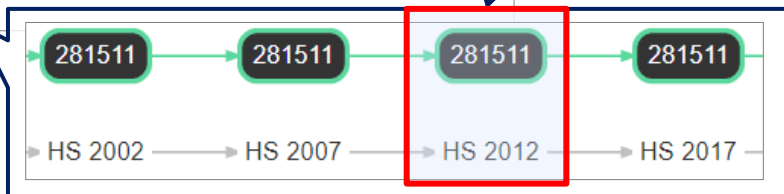
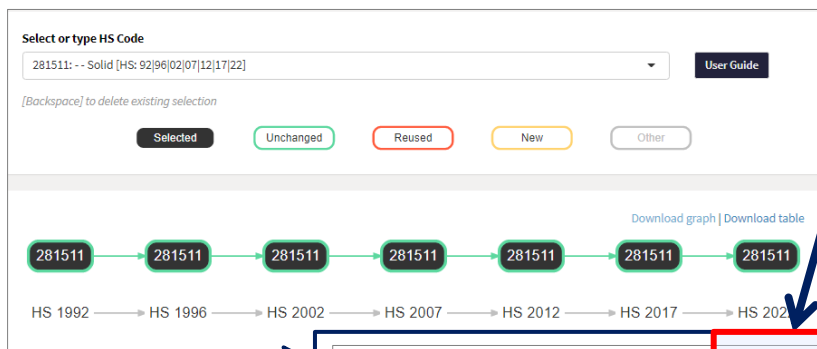
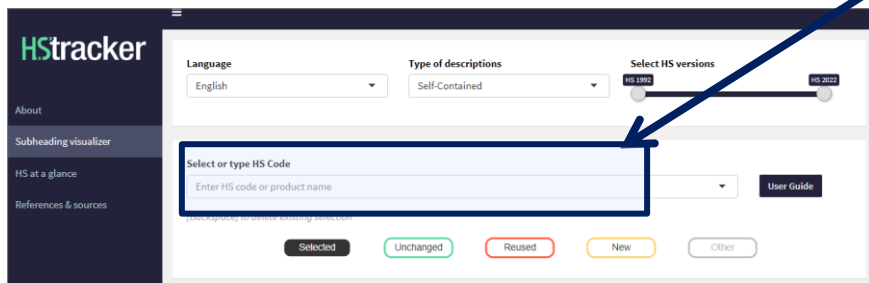
②HS Tracker  
以下のURLへアクセスする  
<https://hstracker.wto.org/>

左下の  
「Subheading visualizer」  
をクリック

「Select or type HS Code」  
の欄に①で確認した  
HSコード（6桁）を入力

該当HSコードの番号の  
変遷が表示されるので、  
利用協定の年次を参照する

例題の水酸化ナトリウムの  
HSコード：2815.11は、  
HS2012も変わらず2815.11  
であることが確認できた！



STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

(2) CTCルールをクリアすることの確認

- 対象品のHSコードと、材料のHSコードを比較し、指定の桁数において番号が異なることを確認します

標準フォーム3-1 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用)

4. 産品情報

(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3) 使用判定基準
上級印刷用紙	4802.55	CTH 4桁変更

5. CTCによる判定作業

(1) 使用材料名称	(2) HSコード 4桁以上入力	(3) 原産・非原産の区別		(4) 原産材料の根拠 (サプライヤー名)
		原産	非原産又は 原産性未確認	
木材チップ	4401		○	
苛性ソーダ	2815		○	
過酸化水素	2847		○	
乾式紙力増強剤	3505		○	
.....	XX		○	

✓ チェック

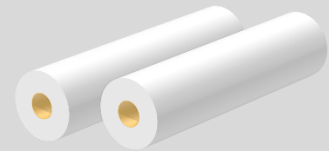
すべて  
項 (上4桁までに)  
変更あり

使用した全ての材料	
木材チップ	4401
苛性ソーダ	2815
過酸化水素	2847
乾式紙力増強剤	3505
⋮	⋮
⋮	⋮
⋮	⋮

製造

輸出品 (HS : 4802.55)

上級印刷用紙



原産品

日本で十分な加工  
をしたと認められる

品目別原産地規則を  
クリアした！

次頁で作成した根拠書類の確認

品目別原産地規則を  
クリアしない...

P43へ進む

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

標準フォーム3-1 原産資格調査の確認資料（CTC証明用）

1. 資料作成者（判定依頼者）情報

(1) 資料作成企業名	(2) 資料作成者氏名	(3) 資料作成者品番
ABC製紙株式会社	田中 一郎	ABC-12345
(4) 資料作成者メールアドレス	(5) 資料作成者電話番号	承認者氏名（任意入力）
xxxxxxx@abc.co.jp	043-XXX-XXXX	管理 太郎

2. 生産者情報

(1) 生産者名	(2) 生産国	(3) 生産工場名
ABC製紙株式会社	日本	千葉工場
(4) 生産工場住所		
千葉県千葉市工場町1-1-1		

3. 協定名、輸入通関国

(1) 使用協定	(2) 輸入通関国
CPTPP協定	ベトナム

4. 製品情報

(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3) 使用判定基準
上級印刷用紙	4802.55	CTH 4桁変更

5. CTCによる判定作業

(1) 使用材料名称	(2) HSコード 4桁以上入力	(3) 原産・非原産の区別		(4) 原産材料の根拠 (サプライヤー名)
		原産	非原産又は 原産性未確認	
木材チップ	4401		○	
苛性ソーダ	2815		○	
過酸化水素	2847		○	
乾式紙力増強剤	3505		○	
.....	XXXX		○	

NEXT

ここまでで、輸出品の原産性が確認できました。この後は、P44へ進みます。

※日インド協定で、CTC+VALルールの場合には続いてP39へ進んでください

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

VAの場合



(1) 原産資格調査の確認資料 (VA証明用) への記入\_記入 1 - 4

- フォームに必要事項を記入します

標準フォーム3-2 原産資格調査の確認資料 (VA証明用)

**記入1** ▼ 1. (1) ~ (5) に、自身の情報を記入します

1. 資料作成者 (判定依頼者) 情報

(1) 資料作成企業名	(2) 資料作成者氏名	(3) 資料作成者品番
ABC製紙株式会社	田中 一郎	ABC-12345
(4) 資料作成者メールアドレス	(5) 資料作成者電話番号	承認者氏名 (任意入力)
xxxxxxx@abc.co.jp	043-XXX-XXXX	管理 太郎

**記入2** ▼STEP1で確認した生産場所の情報をもとに、2. (1) ~ (4) を記入します  
複数の生産場所となる場合は、最終生産場所を記載

2. 生産者情報

(1) 生産者名	(2) 生産国	(3) 生産工場名
ABC製紙株式会社	日本	千葉工場
(4) 生産工場住所		
千葉県千葉市工場町1-1-1		

**記入3** ▼依頼書で確認した情報をもとに、3・4の各 (1) ~ (2) を記入します

3. 協定名、輸入通関国

(1) 使用協定	(2) 輸入通関国
日インド協定	インド

**記入4**

4. 産品情報

▼4. (3) に、STEP2で確認した品目別原産地規則を記入します

(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3) 使用判定基準
上級印刷用紙	4802.55	VA 35% 以上



STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

VAの場合



(1) 原産資格調査の確認資料 (VA証明用) への記入\_記入5

- フォームに必要事項を記入します

標準フォーム3-2 原産資格調査の確認資料 (VA証明用)

記入5 ▼ 5. (1)、(3)、(4)、(5) を記入します

5. VAによる判定作業

(1) FOB価額[円]		(2) 計算結果		
¥150/kg		自動計算		
(3) 使用材料名称	(4) 金額 (円)	(5) 原産・非原産の区別		(6) 原産材料の根拠 (サプライヤー名)
		原産	非原産又は原産性未確認	
木材チップ	25		○	
苛性ソーダ	5		○	
過酸化水素	5		○	
乾式紙力増強剤	5		○	
サイズ剤	5		○	
ピッチコントロール材	5		○	

例：原価計算表

購入単位における原価情報

購入単位における原価情報を確認できる資料を社内で入手します。

(1) FOB価額 (円)

対象製品の輸出者への販売価格を記入します。

(2) 計算結果

自動で表示されます。

(3) 使用材料名称

総材料表等を参照し、生産に使用した全ての材料を列挙します。

(4) 金額 (円)

原価明細表等を参照し、各部品の金額を記入します。  
(購入した部品であれば、購入価格)

(5) 原産・非原産の区別

ここは全て「非原産又は原産性未確認」に○をつけてください。



STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

VAの場合



(2) VAルールをクリアすることの確認

- (2) に自動的に表示される計算結果が、協定の基準値 ( (3) 使用判定基準) を超えることを確認します

標準フォーム3-2 原産資格調査の確認資料 (VA証明用)

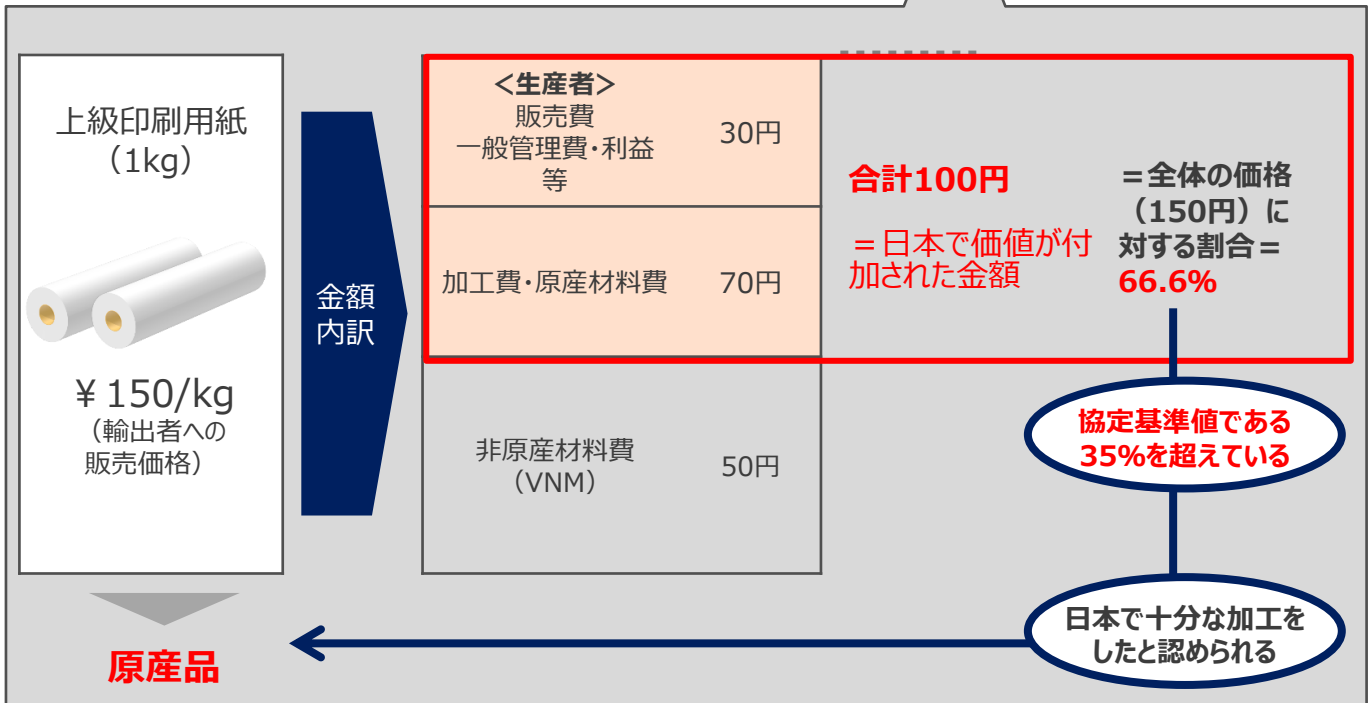
4. 産品情報

(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3) 使用判定基準
上級印刷用紙	4802.55	VA 35% 以上

5. VAによる判定作業

(1) FOB価額[円]	(2) 計算結果
¥150/kg	67%

✓ チェック



品目別原産地規則をクリアした！

次頁で作成した根拠書類の確認

品目別原産地規則をクリアしない...

P43へ進む

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

VAの場合

標準フォーム3-2 原産資格調査の確認資料 (VA証明用)

1. 資料作成者 (判定依頼者) 情報

(1) 資料作成企業名	(2) 資料作成者氏名	(3) 資料作成者品番
ABC製紙株式会社	田中 一郎	ABC-12345
(4) 資料作成者メールアドレス	(5) 資料作成者電話番号	承認者氏名 (任意入力)
xxxxxxx@abc.co.jp	043-XXX-XXXX	管理 太郎

2. 生産者情報

(1) 生産者名	(2) 生産国	(3) 生産工場名
ABC製紙株式会社	日本	千葉工場
(4) 生産工場住所		
千葉県千葉市工場町1-1-1		

3. 協定名、輸入通関国

(1) 使用協定	(2) 輸入通関国
CPTPP協定	ベトナム

4. 製品情報

(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3) 使用判定基準
上級印刷用紙	4802.55	VA 35% 以上

5. VAによる判定作業

(1) FOB価額[円]		(2) 計算結果		
¥150/kg		67%		
(3) 使用材料名称	(4) 金額 (円)	(5) 原産・非原産の区別		(6) 原産材料の根拠 (サプライヤー名)
		原産	非原産又は原産性未確認	
木材チップ	25		○	
苛性ソーダ	5		○	
過酸化水素	5		○	
乾式紙力増強剤	5		○	
.....	XX		○	

NEXT

ここまでで、輸出品の原産性が確認できました。この後は、P44へ進みます。

※日インド協定で、CTC+VAルールの場合には続いてP29へ進んでください

## STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！ CTC/VA共通

## ▶ 応用：CTCルール・VAルールをクリアしなかった場合の対応方法

## 1. 救済規定の適用

協定により、“デミニマスルール”や“累積”等の救済規定が設けられています。まずは、それらの規定が適用できるか確認します。

## 用語解説

## ● デミニマスルールとは ※CTCルールの場合のみ適用可能

非原産材料の価額又は重量が、製品の価額又は重量に対して、利用する協定に規定されている割合を超えていないことを条件として、HSコードの変更が認められない場合であっても、調査対象品を原産品と見做す規定です。

## ● 累積とは

日本ではない締約国で生産された輸出品の材料自体が、同協定の原産品の基準を満たしている場合は、原産材料としてみなすことができます。

詳細は、以下P47～を参照

「我が国の原産地規則～EPA原産地規則（詳細）～」

2022年4月 財務省関税局・税関 [https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa\\_roo.pdf](https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa_roo.pdf)

## 2. 「サプライヤー証明書（構成産品）」の入手

材料の仕入先に、当該材料が日本の原産品であることを証明してもらうことで、その材料については原産材料として扱うことができます。

CTCルールの場合、当該材料と輸出品のHSコードが同じでも良いこととなります。

VAルールの場合、非原産材料費ではなく、原産材料費として加算ができることとなり、原産資格割合を増やすことができます。

ただし・・・サプライヤー証明書（構成産品）を取得するためには、いま皆さんが行っている原産資格調査と全く同じ作業を、材料の仕入先に依頼をする必要があります。事前に仕入れ先の対応可否を確認してください。

## 用語解説

## サプライヤー証明書（構成産品）とは

サプライヤー証明書（構成産品）は、輸出品を構成する部品や材料（以下、構成産品）が、EPAにおける原産品である旨の、当該構成産品のサプライヤーによる宣誓書を言います。

原則として、構成産品の生産者が、当該構成産品について、輸出品に利用するEPAにおける原産品であることを証明し、輸出品の生産者に対して、構成産品が原産品であることを宣誓する際に発行します。

応用編の解説がよく分からない場合には・・・

専門家に相談する  
(P58へ)

(3) 回答方法の確認



ポイント

ここまでで、輸出品の原産性が確認できました。  
この後は、依頼者の希望回答方法によって手続きが異なります。

希望回答方法が

同意通知



希望回答方法が

サプライヤー証明書  
(輸出品)



A : 回答の送信へ進む

(4) 日本商工会議所への原産品判定依頼

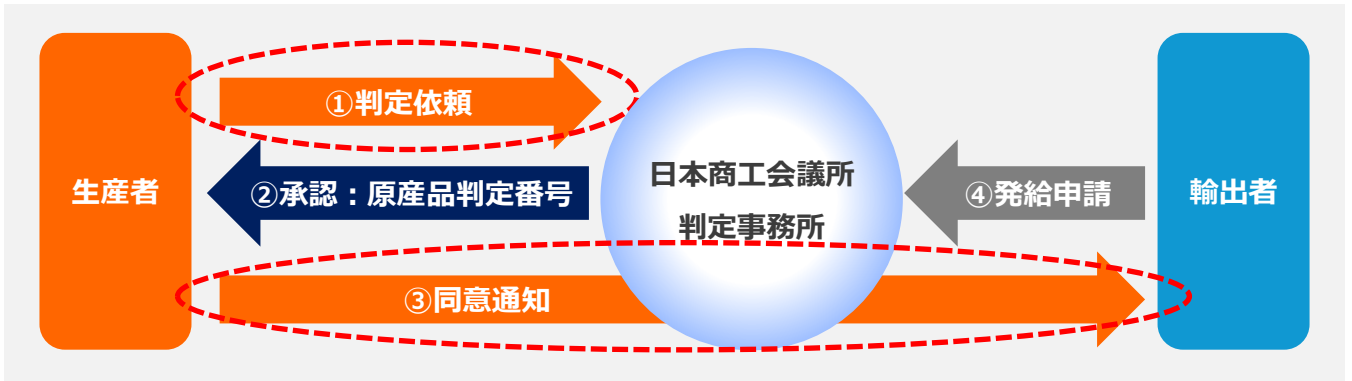
希望回答方法が「同意通知」である場合には、製品の生産者は、日本商工会議所に原産性の根拠書類等を提出し、原産性の判定を依頼する、「判定依頼」を行います。

※手続きは、日本商工会議所の「発給システム」を通じて行います。システムはインターネット上で操作可能ですが、システムの利用には事前の企業登録が必要となります。(P17参照)

日本商工会議所HPより

「判定依頼」について : <https://www.jcci.or.jp/gensanchi/6.html>

(日商手続きのイメージ)



※第三者証明制度において、生産者ではない輸出者が、生産者から根拠資料を入手し、自社（輸出者側）で原産性の判定を行うケースもありますが、本マニュアルでは生産者側で原産性を判断することを前提としています。

(4) 日本商工会議所への原産品判定依頼（同意通知の場合）（1/3）

第一種特定原産地証明書発給システムから判定依頼を行う手続きは以下の通りです。

1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

First type specific origin certificate issuance system login form with fields for user ID and password.

Notification email content regarding the origin certificate issuance system, with a red circle highlighting the URL.

2 「原産品判定依頼書入力」をクリックし、次の画面で「新規入力」をクリックする

Main system dashboard showing navigation options and a list of pending origin determination requests, with red circles highlighting the 'New Input' button.

3 誓約に同意後、次の画面で協定、判定事務所を選択する

Agreement and selection screen for origin determination, with red circles highlighting the 'Agree' button and the selection of 'Japan Chamber of Commerce and Industry' as the designated office.

(4) 日本商工会議所への原産品判定依頼 (同意通知の場合) (2/3)

4 生産者の「企業登録番号」を入力する

**原産品判定依頼書**

■判定依頼者  
原産品判定依頼は、原則、当該製品の生産者が行いますが、輸出者が行うことも可能です。  
(この場合、輸出者は生産者から当該製品に関する情報(証明資料)を入手する必要があります)。  
いずれの場合も、特定原産品であることを明らかにする資料を、日本商工会議所の求めに応じて提出できる者でなければなりません。

判定依頼者

◎	企業登録番号	
◎	和文氏名	
◎	和文社名(屋号)	
◎	郵便番号	〒
◎	所在地	

■生産者欄  
製品の生産者を記入してください。

※生産者が企業登録をしている場合は、企業登録番号を入力し、情報取り込みを行ってください。  
※企業登録していない生産者の場合は、企業登録番号欄に「988888888」(数字9桁)を入力して情報を入力してください。  
※英文所在地は、国名(LP/PA)まで。詳細については「特定原産品」をご覧ください。

生産者

◎	企業登録番号: 半角英数字	
◎	和文社名(屋号): 全角	
◎	英文社名: 半角	
◎	電話番号: 半角	
◎	FAX番号: 半角	
◎	E-mail: 半角	
◎	郵便番号: 半角数字	〒
◎	和文所在地: 全角	
◎	英文所在地: 半角	

5 以下の必要事項を入力または選択する

製品HS  
コードを入力

製品の  
英語名  
を入力

原産品の  
カテゴリーを選択

適用した  
品目別原産地  
規則を選択

**原産品判定依頼書**

■関税分類番号(tariff classification number)及び原産品名(Description of good(s))  
原産品判定の対象となる製品の関税分類番号(半角数字9桁)と原産品名(英字)を記入してください。

※原産地証明書に印字される原産品名は、原則としてインボイス等に表記されている品名と同一となるよう記入してください。  
※ブランド名や商品コードのみの記入ではなく、具体的かつ一般的な商品名を記入してください。  
※この表記は、原産地証明書の Field4 : Description of good(s) に反映されます。  
※関税分類番号(HSコード)は、輸入時のものを使用してください。また、2002年1月1日に改正された統一システムの番号を記入してください。

(1)原産品判定を行う輸出製品のHSコード及び英文名称を入力してください。

HSコード(6桁)	原産品判定対象の輸出産品名(英文)
830210	HINGE

■特惠基準(Preference criterion)  
協定に基づき、輸出される製品が関税上の特惠待遇を得るためには、特惠基準のいずれか少なくとも1つの要件を満たさなければなりません。  
※特惠基準を選択してください。

(2)原産品判定基準: 原産品判定基準を下記から選んでください。

<input type="radio"/> A	日本国内で完全に得られ又は生産される産品(協定第3章第28条1(a))
<input type="radio"/> B	日本国内において原産材料のみから完全に生産される産品(協定第3章第28条1(b))
<input type="radio"/> C	日本国内において特定原産材料を使用し完全に生産される産品(一部別原産地規則(前掲書二))の要件等を全て満たす産品(協定第3章第28条1(c))

(3)(2)のAを選択した場合の判定基準を下記から選んでください。

<input type="radio"/> 1	付加価値基準(VA)
<input type="radio"/> 2	関税番号変更基準(OTC)
<input type="radio"/> 3	加工工程基準(OP)
<input type="radio"/> 4	付加価値基準(VA)+関税番号変更基準(OTC)

6 典拠書類 (根拠書類) の種類を選択し、PDFファイルをアップロードする

(4)典拠書類を選択してください。

管理番号	カテゴリ	ファイルを選択	ファイル選択
1	対比表	ファイルを選択	選択されていません
2		ファイルを選択	選択されていません
3		ファイルを選択	選択されていません
4		ファイルを選択	選択されていません
5		ファイルを選択	選択されていません

メール・FAX等で資料を提出します。

メール・FAXにて提出する場合は、チェックを入れる。



(4) 日本商工会議所への原産品判定依頼（同意通知の場合）（3/3）

7

救済規定の有無を選択し、「判定依頼」をクリックする（※連絡先等は必要に応じて入力）

原産品判定依頼書 メニューに戻る

■その他の事項

※該当するものがない場合は、「無」を選択してください。  
 (5)判定基準の際、使用した原産品判定の規定を下記から選んでください。

<input type="checkbox"/> 無	以下の規定を使用しない
<input type="checkbox"/> 1	僅少(0.1%)（協定第3章第3.0条及び附属書二の規定による僅少の非原産材料を使用する場合）
<input type="checkbox"/> 2	異種(AOJ)（協定第3章第2.9条による材料を使用する場合）
<input type="checkbox"/> 3	代替性のある産品及び材料(FOI)（協定第3章第3.4条による産品及び材料を使用する場合）

※本件に関するご担当者・判定審査完了のメール送信希望の有無などをご確認ください。

■本件に関するご担当者

本件に関するご担当者	◎ 氏名：半角	
	◎ 電話番号：半角	
	◎ FAX番号：半角	
	◎ E-mail：半角	

■判定審査完了のメール送信希望の有無

E-mail送信希望  希望する  希望しない E-mail：半角  ※メインメニューで初期値を設定できます。

本データは、原産品判定以外の目的で使用することなく、他に公表されることはありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給に関する法により、原産地証明書の発給から3年間(日プルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日ペトナム協定は3年間)、発給後期間に保存されます。

根拠書類等に問題なければ、原則3営業日で承認されます

■ 詳細マニュアル

日本商工会議所 第一種特定原産地証明書発給申請マニュアル-発給システム操作編- P27～

判定依頼 [https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki\\_system.pdf#page=27](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=27)



■ 判定事務所

事務所名	問合せ先電話番号	事務所名	問合せ先電話番号
東京事務所	03-6364-7771	京都事務所	075-341-9761
横浜事務所	045-671-7406	大阪事務所	06-6944-6216
浜松事務所	053-452-1112	福岡事務所	092-441-1230
名古屋事務所	052-223-5720	北九州事務所	093-541-0185

判定依頼ができる事務所は限られています

判定承認がおり、「判定番号」が入手できた！

A : 回答の送信へ進む

## PHASE 2 原産品であることの確認 (P8~53)

A  
Answer

依頼の受信

D  
Determine

原産資格調査

A  
Answer

回答の送信

A : 依頼の送信でやること

P49

作業手順

P49

STEP1

希望回答方法に沿った必要事項を準備しよう！

(1) 日本商工会議所での同意通知の手続き

P50

(2) サプライヤー証明書（輸出品）の作成

P52

STEP2

依頼者に回答を送信しよう！

回答内容の記入と送付

P53

+α

その他の対応事項

(P54~57)



A : 回答の送信  
でやること

## 依頼者に回答を送信しよう！

依頼者から送付された「依頼・回答シート」には、生産者である皆さんが原産品であることの証明をするために必要となる情報が記載されています。まずは、その記載事項を確認します。なお、依頼者へ原産品かどうかの結果を回答する際にも、同じシートに記入して回答します。ただし、結果が原産である場合には、原産であることの結果だけではなく、依頼者が希望する形での原産品であることの証明書も必要となります。



## 作業手順

大きく以下の2つのステップに沿って進めます。

## STEP1

## 希望回答方法に沿った必要事項を準備しよう

希望回答方法が

同意通知

(1) 日本商工会議所での  
同意通知の手続き

- 日商のシステムにおいて、「同意通知」の手続きを行います

希望回答方法が

サプライヤー証明書  
(輸出品)(2) サプライヤー証明書  
(輸出品) の作成

- 標準フォーム4-1「サプライヤー証明書（輸出品）」を作成します

## STEP2

## 依頼者に回答を送信しよう！

## 回答内容の記入と送付

- 依頼者から送付された「原産地証明書の依頼・回答シート」を用意します
- (2) 回答事項の欄に必要な事項を記入して、依頼者へ送付します

## STEP1

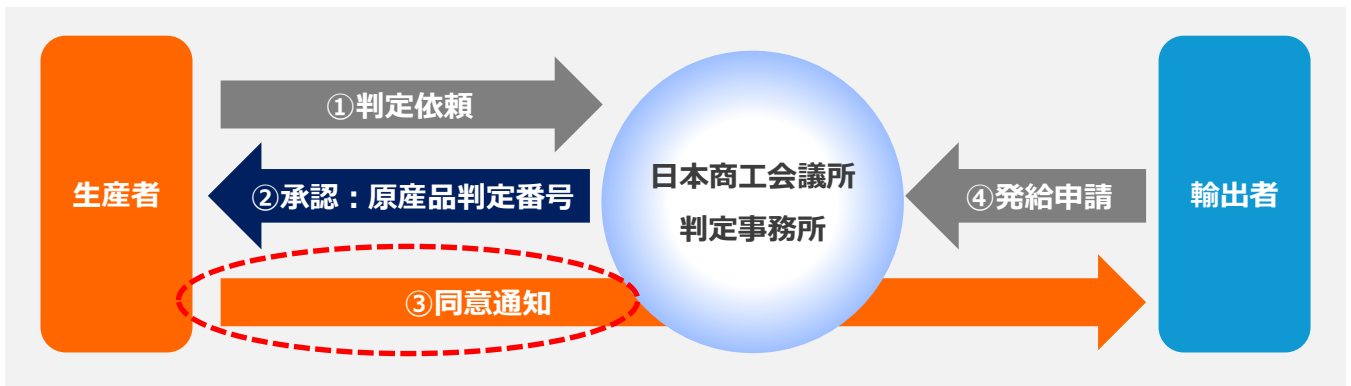
希望回答方法に沿った必要事項を準備しよう

同意通知

## (1) 日本商工会議所での同意通知の手続き

- 日商のシステムにおいて、「同意通知」の手続きを行います  
※「同意通知」の用語解説はP17を参照

## (日商手続きのイメージ)



## ■ 詳細マニュアル

日本商工会議所 第一種特定原産地証明書発給申請マニュアル-発給システム操作編- P41～  
[https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki\\_system.pdf#page=41](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=41)

※生産者ではない輸出者が、生産者から根拠資料を入手し、自社（輸出者側）で原産性の判定を行うケースもありますが、本マニュアルでは生産者側で原産性を判断することを前提としています。

STEP1

希望回答方法に沿った必要事項を準備しよう

同意通知

第一種特定原産地証明書発給システムから同意通知書を作成・提出する手続きは以下の通りです。詳細は、前ページでご紹介した日商マニュアルを参照してください。

1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

2 原産品判定依頼書入力より同意通知書作成画面を開く

3 同意通知書を提出する

画面に沿って進み、  
以下が表示されたら  
提出完了！

STEP1

希望回答方法に沿った必要事項を準備しよう

サプライヤー証明書  
(輸出品)

(2) サプライヤー証明書 (輸出品) の作成

- 標準フォーム4-1 「サプライヤー証明書 (輸出品)」を作成します

標準フォーム4-1 サプライヤー証明書 (輸出品) ダウンロード: サプライヤー証明書 (輸出品)

サプライヤー証明書 (輸出品)

作成日: 2022年9月10日  
 サプライヤー証明書 (輸出品) No.: ABC-000001  
 本証明書有効期限: 2024/12/31

株式会社XYZ商事 御中

輸出者の社名を  
記入します

氏名又は名称: ABC製紙株式会社  
 住所: 千葉県千葉市工場町1-1-1  
 氏名: 管理太郎  
 部署名: 生産部  
 連絡先: 043-XXX-XXXX

証明書No.、有効期限  
は任意で設定します

証明者として、自社の  
情報を正しく記入します

当社の下記製品は、下記記載の経済連携協定に基づく原産品であることを証明いたします。

- 根拠書類は協定本文、関連する国内法令、その他規則で定められた期間、弊社にて適切に保存いたします。
- 証明内容の過ち、コストの変化、構成部材の変更等により、下記製品の原産性が失われることが判明した場合、輸出者に対して速やかに通知いたします。
- 輸入国当局または輸出国当局より日本原産品であることの証明根拠を求められたときは、輸入国当局または輸出国当局に対して、弊社が根拠となる書類とともに説明をする責を負っているものといたします。
- 輸入国当局または輸出国当局からの要請があった際には、輸出者から輸入国または輸出国当局に対して本証明内容を開示することに同意いたします

協定名	RCEP
荷姿	輸出品
品名 (英)	Uncoated Woodfree Paper
品名 (日)	上級印刷用紙
製造番号・型番	ABC-1111
HSコード	4802.55
判定基準	CTH (4桁変更)
救済規定等の利用	なし
生産者会社名	ABC製紙株式会社
生産工場名	千葉工場
生産工場住所	千葉県千葉市工場町1-1-1

- ・協定名: 輸出者から依頼のあった協定名を選択します
- ・荷姿: 輸出品
- ・輸出者の品名を記入します (輸出者のインボイス品名に合わせ、輸出者品番・品名の記載を求められる場合もあります)
- ・製造番号・型番: 概要がある場合には記入します
- ・HSコード: 協定年次版の6桁を記入します
- ・判定基準、生産者情報 (会社名、工場名、工場住所) D: 原産資格調査のSTEP3で書類に記入したものと同一基準、情報を記入します

## STEP2

## 依頼者に回答を送信しよう！

## 回答内容の記入と送付

- 依頼者から送付された「原産地証明書の依頼・回答シート」を用意します
  - (2) 回答事項の欄に必要な事項を記入して、依頼者へ送付します
- ※回答方法が「サプライヤー証明書（輸出品）」の場合は、STEP1で作成したサプライヤー証明書（輸出品）も併せて送付します

記入1

記入2

記入3

## 標準フォーム2 原産資格調査の依頼・回答シート

記入1 ▼①に、自社の情報を記入します

## ①回答日・回答者情報

回答年月日	会社名		住所
2022年9月10日	ABC製紙株式会社		千葉県千葉市工場町1-1-1
部署名	氏名	電話番号	メールアドレス
生産部	管理 太郎	043-XXX-XXXX	xxxxxxx@abc.co.jp

記入2 ▼D:原産資格調査のSTEP3で記入した情報と同じ情報を記入します

## ②調査対象品情報

貴社管理の品名品番（任意）		HSコード※1	※1：自社で把握しているHSコードが、(1)に記載の依頼者のコードと異なる場合には、調査前に必ず依頼者へ連絡してください
品番	品名（英名）		
ABC-1111	Uncoated Woodfree paper	4802.55	
生産者名	生産工場名	生産場所 住所	
ABC製紙株式会社	千葉工場	千葉県千葉市工場町1-1-1	

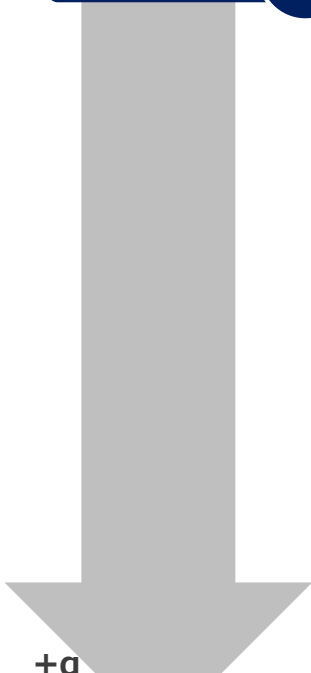
記入3 ▼D：原産資格調査のSTEP3で記入した情報、A：回答の送信のSTEP1の情報をもとに記入します

## ③調査結果

判定結果【選択】		非原産の場合、その理由【選択】		備考
原産				
適用した品目別原産地規則【選択】		備考（品目別原産地規則の選択肢にない場合のみ入力）		救済規定
CTH(上4桁変更)				
同意通知の場合※2		サプライヤー証明書の場合※2		※2：調査結果が「非原産」の場合は不要
判定番号	同意通知期限	管理No.（任意）	有効期限（任意）	
		ABC-000001	2024/12/31	

# その他の対応事項

PHASE 2 原産品であることの確認 (P8~53)



+a



その他の対応事項

(P54~57)

(1) その他の対応事項

P56

(2) 当局による調査について

P57

(1) その他の対応事項

証明書を用意した後も実施するべき対応事項があります。以下の項目について対応した上で、管理が必要なものについては組織として管理体制を整えることを推奨しています。

対応事項																															
書類の保存	<p>各協定において、原産地証明書や、原産性を立証する関連書類の保存が義務付けられています。輸出者、生産者は、該当書類を、協定で定める期間は必ず保管しておかなければなりません。その期間は、基本的には、原産地証明書の発給日またはその翌日から以下の期間とされています。</p> <p>輸出者と生産者が異なる場合には、いつ原産地証明書が発給されたかが不明であることが一般的であるため、輸出者は生産者に対して、保管すべき期間を明示する必要があります。</p> <table border="1" data-bbox="329 542 1319 788"> <thead> <tr> <th colspan="2">3年</th> <th>4年</th> <th colspan="3">5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日ブルネイ</td> <td>日ベトナム</td> <td>日EU</td> <td>日メキシコ</td> <td>日フィリピン</td> <td>日タイ</td> </tr> <tr> <td>日アセアン</td> <td>RCEP</td> <td>日英</td> <td>日マレーシア</td> <td>日インド</td> <td>日オーストラリア</td> </tr> <tr> <td>日スイス</td> <td></td> <td></td> <td>日チリ</td> <td>日ペルー</td> <td>日モンゴル</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>日インドネシア</td> <td>CPTPP</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※日シンガポール協定：協定上具体的な明記なし                  ※日米貿易協定：輸入者手配のため、協定上輸出者、生産者としての保存義務の明記なし</p>	3年		4年	5年			日ブルネイ	日ベトナム	日EU	日メキシコ	日フィリピン	日タイ	日アセアン	RCEP	日英	日マレーシア	日インド	日オーストラリア	日スイス			日チリ	日ペルー	日モンゴル				日インドネシア	CPTPP	
3年		4年	5年																												
日ブルネイ	日ベトナム	日EU	日メキシコ	日フィリピン	日タイ																										
日アセアン	RCEP	日英	日マレーシア	日インド	日オーストラリア																										
日スイス			日チリ	日ペルー	日モンゴル																										
			日インドネシア	CPTPP																											
各種書類・手続きの有効期限の管理	<p>各種書類や手続きについて、有効期限が設定されるケースがあります。この場合、輸出者、生産者は、有効期限の管理を行う必要があります。</p> <p>&lt;有効期限の管理が必要な例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サプライヤー証明書（輸出品）</li> <li>・同意通知期限</li> </ul>																														
定期的な再調査の実施	<p>繰り返し輸出される製品については、輸出者から、対象製品の原産性が維持されているかどうかの調査依頼を定期的に受ける可能性があります。原産性が失われている状態で証明書を使用すると協定違反となるため、過去に調査済みの製品についても、定期調査の依頼を受けた場合には内容を見直すことが重要です。</p> <p>&lt;確認ポイント&gt;</p> <table border="0" data-bbox="315 1335 1172 1431"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 品番・品名</td> <td><input type="checkbox"/> 部品・材料</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 生産場所（工場名、住所）</td> <td><input type="checkbox"/> 原価情報（VAルール利用時）</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 生産工程</td> <td><input type="checkbox"/> 為替変動（VAルール利用時）</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 品番・品名	<input type="checkbox"/> 部品・材料	<input type="checkbox"/> 生産場所（工場名、住所）	<input type="checkbox"/> 原価情報（VAルール利用時）	<input type="checkbox"/> 生産工程	<input type="checkbox"/> 為替変動（VAルール利用時）																								
<input type="checkbox"/> 品番・品名	<input type="checkbox"/> 部品・材料																														
<input type="checkbox"/> 生産場所（工場名、住所）	<input type="checkbox"/> 原価情報（VAルール利用時）																														
<input type="checkbox"/> 生産工程	<input type="checkbox"/> 為替変動（VAルール利用時）																														
原産性喪失の通知	<p>生産者は、対象製品の原産性が失われることを事前に把握した場合、または、原産性が失われたことを把握した場合は、速やかに依頼者に通知しなければなりません。</p>																														
当局による調査 （※詳細は次ページ参照）	<p>当局による調査（例：検認）があった場合、最初に輸出者が対応を行いますが、その後、生産者に対しても、当該調査に必要な根拠書類の提出や説明を求められる可能性があります。</p> <p>▶参考資料（経済産業省）                  「経済連携協定（EPA）に基づく原産地証明書（第三者証明制度）への検認について 2022年5月貿易経済協力局貿易管理部 原産地証明室」  <a href="https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/points_of_verification.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/points_of_verification.pdf</a></p>																														



## (2) 当局による調査について

当局による調査の代表的なものとして、何れのEPAにおいても規定がされている「事後確認（検認）」があります。

日本が締結する多くのEPAでは、事後確認の際には日本の当局が仲介をすることになっており、これを「間接検認」と呼びます。一方、一部の協定においては、輸入国当局が直接的に事後確認を行うことができる規定があるので注意が必要です。日本の当局が仲介せず、輸入国当局が直接的に行う事後確認を「直接検認」と呼びます。※1

### 間接検認

日シンガポール協定	日ベトナム協定
日メキシコ協定（※2）	日インド協定
日チリ協定	日ペルー協定
日タイ協定	日オーストラリア協定（※2、3）
日マレーシア協定	日アセアン協定
日インドネシア協定	日モンゴル協定
日ブルネイ協定	日EU協定
日フィリピン協定	日英協定
日スイス協定	RCEP（※2、4）

### 直接検認

日メキシコ協定（※2）
日オーストラリア協定（※2、3）
CPTPP（※3）
RCEP（※2、3、4）

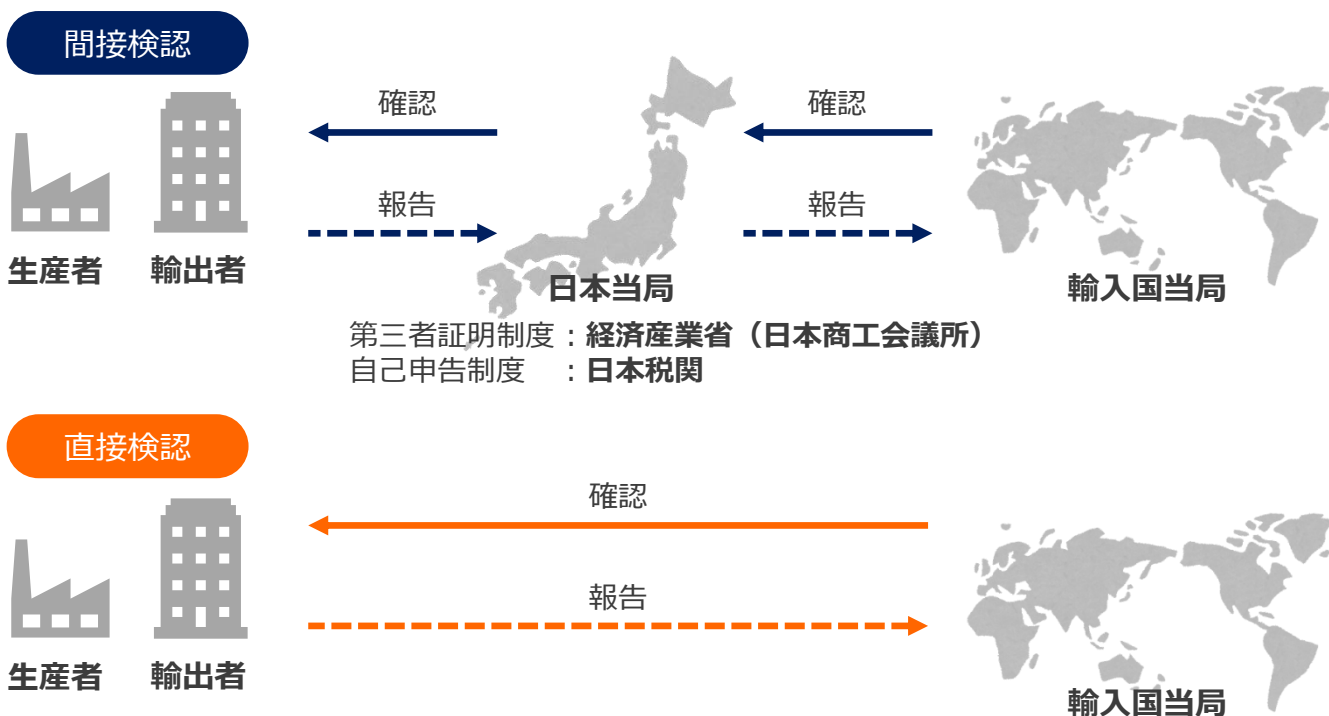
※1 日米貿易協定は輸入者自己申告制度で、事後確認（検認）の対象は原則輸入者のみとなるため、上記の表からは省略しています。

※2 協定の規定上、間接検認と直接検認何れも規定されているため、どちらの確認パターンもあり得ます。

※3 日オーストラリア協定、CPTPP、RCEPについては、各協定の「自己申告制度」利用の手引きにおいて、検認を受けた際の問合せ先が設定されています。参照先（原産地規則ポータル）：<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm>

※4 RCEPについては、コンタクトポイントを検認の連絡部局として指定できると規定されており、日本への検認については、コンタクトポイント経由で事業者連絡することになっています。

## 事後確認のフローの例



## EPA/FTA 制度全般に関するお問合せ



### メール相談・対面相談



※回答：電話orメール

HP: <https://epa-info.go.jp/>

E-mail: [epa-desk@epa-info.go.jp](mailto:epa-desk@epa-info.go.jp)



日本貿易振興機構(ジェトロ)

### 電話相談



※回答：原則メール

HP:

<https://www.jetro.go.jp/themetop/export/>

EPA相談窓口 TEL: 03-3582-4943

## 企業登録や発給システムに関するお問合せ



日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当 問合せ先:  
[https://www.jcci.or.jp/gensanchi/office\\_list.html](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/office_list.html)

E-mail: [tokuteico@jcci.or.jp](mailto:tokuteico@jcci.or.jp)  
TEL: 03-3283-7850

## 本マニュアルに関するお問合せ・EPA/FTA活用に関するご相談



〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 国際ビル

HP: <https://jaftas.jp/>

E-mail: [jaftas\\_info@tktc.co.jp](mailto:jaftas_info@tktc.co.jp)

TEL: 03-5219-8660

当資料は、2023年2月1日時点において、株式会社東京共同トレード・コンプライアンス（以下、当社）が、日本紙類輸出組合のご協力のもと、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性および完全性を保証するものではありません。当資料に記載しているウェブサイトのURLやHPの画像等、EPAの内容等については、当資料の発行後に変更がなされる可能性があります。また、当社は、当資料に掲載された情報を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。当資料に含まれる方法は作成時点のものであり、関連法令の改正によって予告なく変更または廃止することがあります。当資料に関する著作権は情報提供元のクレジット記載があるものを除きすべて当社に属しますので、当社の事前の書面による同意を得ることなく資料の複製、転用、再配布等を行うことはできません。